

午前10時1分 開議

議長（成田政彦君） おはようございます。ただいまから平成15年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において1番 井原正太郎君、2番 竹田光良君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、付託請願第1号 地元経済を破綻させるイオングループ（ジャスコ）の誘致と65億円もの関連道路建設計画の白紙撤回を求める請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員会委員長 井原正太郎君。

産業建設常任委員長（井原正太郎君） ただいま議長より報告の旨の御指名を受けましたので、これより去る3月定例会において、本常任委員会に閉会中の継続審査として付託を受けました請願第1号、地元経済を破綻させるイオングループ（ジャスコ）の誘致と65億円もの関連道路建設計画の白紙撤回を求める請願の審査につきまして、その審査の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております常任委員会審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本常任委員会に閉会中の継続審査として付されております付託請願第1号の審査につきましては、過日の5月28日、委員並びに市長以下関係理事者の出席のもと開催し、慎重なる審査を行いました。また、審査に際しましては、各委員から広角な範囲において熱心なる質疑がございました。

それでは、本常任委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

まず、前回よりの閉会中の継続審査となっていることにより、初めに理事者より前回からの状況の変化等についての説明があり、その後、引き続

き質疑を行いました。

それでは、主な質疑の部分について御報告申し上げます。

まず、本請願にもありますが、商工会、市商連等の団体から、今回の問題についていような疑問符がついており、心配されていることは事実であり、その点零細な商工業者を含めて弱者の救済をどのように考えているのか。また、まちづくりを今後どのようにされようとしているのかとの問いに、今回の出店問題において、特に事業者を中心に非常に心配が多いのは承知しており、その対策については、商工関係団体等の意見、要望を踏まえて対応できる点、あるいは府等でできる点等を配慮し、その上で関係機関と連携をとって、マイナス面をいかに補い、逆にインパクトをどのように生かすかであり、当然プラス面も考慮する中であって、マイナス面をどのように解決していくかが課題であるとのことでした。

次に、市のりんくうタウンの将来についてどのようなビジョンを持っているかとの問いに、りんくうタウンの当初の目的については、関西国際空港の支援、補完及び内陸部の環境改善等とのことであり、その当時から工業団地ゾーンという位置づけがなされており、当初から商業ゾーンの側面を持たせるべきであり、にぎわいづくりを求めているかなければということと要望してきたが、その埋免との関係もあって準工業地域なり工業という形の用途となった経緯があり、その中であって、現在大きく社会情勢も変化し、現実的な選択も考慮しなければならない時期であるとのことであり、本市にとっては貴重なりんくうタウンであるので、全体的に見て市の将来の発展につながるようなもの、あるいは雇用の創出等が確保されるようなものを吟味しながら、今後とも大阪府とりんくうタウンへの進出については協議をし、市の立場を主張していきたいとのことでした。

次に、大型量販店が撤退した場合、当初予測より本市の財政状況は大きく変わるのではないかと、また、その撤去の場合、果たしてその担保があるのかどうか示されたいとの問いに、その進出等に伴う税収の予測については、主に固定資産税を中心に検討を行っているが、その建物が撤去される

ということになれば、当然その固定資産税が入ってこないということにもなるが、基本的にはそういう建物を全く更地ということにはならないものと思慮するものであり、仮にそういうことになれば、当然税収にも影響が生じてくることになるが、その時点での市の財政状況等を総合的に判断し、府との支援を協議することとし、その方法としては府貸付金あるいは振興補助金等であり、また特別交付金等の総体的な財政状況の措置でもあり、本市のその財政状況によって府が臨機応変に対応してもらえると考えているとのことでした。

しかし、撤退しても市にはわずかな負担しか残らないとのことであるが、その根拠とあわせてその税源等を示せとの問いに、その根拠については、府との覚書において事業実施に伴い財政状況に配慮し誠意を持って協議に応じるものというのがその根拠であるとのことであり、また税源については、全体として固定資産税の土地、建物、償却資産税と法人市民税の均等割と法人税割であり、その割合として固定資産税関係が85%、法人市民税関係が15%であるとのことでした。

次に、この枠組みの中で事業を進めていくことによって、他の事業に影響を及ぼさないと聞かすが、改めてその点どのように考えているのか、また、あわせてこのまま事業を進めていくとすれば、年次的にどのような予算計上を検討されているのか示されたいとの問いに、この事業を行うに当たって他の事業に影響を与えることはないとのことであり、この事業は事業として行い、他の事業についてはこれまでどおりの計画に基づいて事業化を進めていきたいとのことであり、この事業の今後の部分については、総額65億円で年次的に15億円程度の額となるが、その事業の進捗によって超えるような場合もあるとのことでした。

さらに、事業進捗に伴い、公社との関係において、いわゆる砂原住宅とりんくう間において公社の先行用地を買い取りする場合、その金利負担はどの程度軽減されるかとの問いに、砂原住宅からりんくうタウンの間の公社保有の用地については17億円程度であり、概略計算であるが、今後現在の買い取りレート1.375%で試算いたしますと、計約9億円程度金利が軽減されるとのことでした。

した。

さらに、信達樽井線がりんくうタウンと接続されることによって、当然利便性が高くなることはわかるが、その経済効果等についてどのように考えているのかとの問いに、当然考えられることは、本市の玄関口である樽井と砂川を結ぶ主要道路であり、これが整備されることによりその波及効果として地価が一定上昇するのではないかということであり、この道路がりんくうタウンまで開通することにより、りんくうタウンへのアクセス機能がよくなり、企業が一定進出することについても1つの利点と考えられるのではないかと思慮するとのことであり、今後波及効果ということについては勉強していきたいとのことでした。

次に、この大型量販店が出店することによって、当然りんくうタウンの核となると思うが、市としてりんくうタウンのまちづくりのハード面あるいはソフト面、また雇用の創出等をどのような形で考えられているのか示せとの問いに、りんくうタウンのまちづくりについては、サービス施設を含めた商業業務を含めて検討すべきという考えを持っているが、用途上一定制限があるので、当面準工業地域として法的にクリアできるものの中で総合計画の目的に合ったものを誘致していきたいということであり、インパクトのある企業が来るとの前提で土地利用のあり方については検討しつつ、今後企業局とも協議をしていきたいとのことでした。

また、質疑の中にあって、この機会を逸したらということ、早期にわずか4年でこの事業を展開するということの財政負担が福祉の切り捨て、教育施設の先送り、あるいは道路計画にシワ寄せを受けるなど、市民に対する施策を切り捨てるものであるという指摘がありました。

以上が質疑の主なものでございました。

次に、討論に入り、まず討論としてかなり時間を費やし質疑を行ってきたが、残念ながらすべて理解をし、なるほどということに至っていないということであり、本市の将来を考えると、この問題は重要であり、今後お互い議論するだけでなく、現実に他市の大型量販店の開発場所並びにその施設を視察し、また視察だけではなしに、そ

の関係行政もしくは関係団体と意見交換し、改めて委員会を持ってそこで最終的な判断をすべきではないかとのことで、継続審査にされるようとの討論がありました。

あわせて大型量販店の出店に伴うその影響下にある商業者に対して、当事者の不安等十分くみ上げられていないし、その対策についてもこれから提起するとのことであり、もっと行政が商業者に対して誠意を尽くした協議の場を持つべきであると思慮するものであり、また委員会としても住民の声を聞くための機会を設けるとともに、既に大型量販店の進出しているところに行き、その影響等を勉強してくるということも必要であるのではないかとのことで、あわせて継続審査にされたいとのことでした。

片や、この道路は平成9年に事業認可の上、事業を進めており、現在の市の財政状況の厳しい中、総事業費65億円の事業を進めることは、財政事情が悪化するばかりでなく、ほかの事業の進捗にも影響を及ぼす可能性もあり、また大型店舗の進出についても行政として地元商工業者への説明も十分でなく、支援策の具体の提示もないが、こういった場合に影響評価、支援策等を一括で提示されるべきものと思慮するが、この信達樽井線については、本市の将来にとって必要不可欠の都市軸であり、第4次総合計画の中においても交流軸としての基幹道路と位置づけられており、その整備について現状の進捗では数十年費やすとの中で、市民の利便性の向上やりんくうタウンの活性化、経済効果等を考慮すれば早急に整備すべきであるとのことであり、特に大型店舗の出店にかかわっては、商工会や市商連を初め、地元商店主に対する支援策については新しい制度を含めて配慮され、りんくうタウンのまちづくりについてもマスタープランづくりをされることを要望し、本請願については不採択にすべきとの討論がありました。

かくして、採決の結果、継続審査に付すべきと不採択とすべきとが同数であり、私、委員長裁決の結果、本請願については不採択と決しました。

以上が本常任委員会に付託を受けました付託請願第1号、地元経済を破綻させるイオングループ（ジャスコ）の誘致と65億円もの関連道路建設

計画の白紙撤回を求める請願についての審査の経過と結果でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私の報告とさせていただきます。以上であります。

議長（成田政彦君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

大森議員。

4番（大森和夫君） この問題につきましては、前議会では継続審議ということになりまして、今回は委員会の決定として不採択ということですが、今回は同数で委員長の判断が継続ということで、今回は委員長の判断が不採択ということで不採択になりましたけども、そういうことで委員長の方の判断が前回と今回変わった理由についてお聞かせください。

それと、この委員会審議をした以後、いろんな状況の変化などがあったと思うんです。そういう点が十分議論されたかどうかというのが心配です。きょうもこの請願者の皆さんが来られまして、慎重審議をお願いしますということをおっしゃってましたし、やっぱりこれお金を借り 道路自体はできますけども、返済が33年ですかね、据え置きを入れましたらかかるということで、ほんとに長期で慎重な審議が必要だと思うんです。例えば議会の中で議論になったことで、財政健全化計画の失敗というか、破綻ということの中で、これは委員長自身が今議会で質問されて、そのひどい実態というのが明らかになったと思うんですが、そういう財政健全化計画、別枠と言いながら本体である市の財政がこんな状況になったというのは、この議会の井原さんの質問で明らかになったと思うんですけども、そういうことが委員会の中で議論になったかどうか、また、なった場合はどういう議論がされたか、そういうことをちょっとお答えください。

それと、この請願を採択するか不採択するかの中で、やっぱり伊丹に視察、それから東洋クロスの視察というのは欠かせないもんだと思いますけども、これが結局、委員会終了後になってますけども、こういう点、こういうことで議論が十分行えただろうかということの疑問が残るんです。その点、委員会での議論がどんなものであったか、

また委員長としてどのようにお考えか、お答えください。

議長（成田政彦君） 井原議員。

産業建設常任委員長（井原正太郎君） 大森議員から3点にわたる質問がございました。原則、ただいまの委員会の報告は、5月28日の委員会の結果報告の域を出ることはできないと思いますけれども、1つは、私、委員長が前回3月に継続としながら今回いわゆる不採択となった経緯についてはどうかという問いに関しましては、やはり泉南市を二分する非常に大事な案件であったと私は理解しております。3月の時点で3対3の同数であり、まして3月の第1回定例議会ではこの議案も上程が予定されておりまして、広く皆さんの意見を求めなければいけないという状況下において、私はその先鞭を切って採択、不採択ということは早計じゃないかというふうなことから継続審査とさせていただいたわけであります。

その後、種々の経過を経る中で、やはり本市におけるこういう大型量販店の進出は、本市の将来に、あるいはまちづくりについても非常に大きな影響を与えるというふうなことから、非常に私自身も苦慮したわけであります。

したがって、その判断には一定緊張もし、悩んだわけではありますが、やはり将来の泉南市のあるべき姿、遠い目で見たときに、こういう形で市の活性化あるいは都市整備の充実をしていかなきゃならんだろうというふうなことがありまして、非常に委員の皆さん方にはいろんな意味で宸襟を悩ましたと思うんですが、委員長として不採択というふうな結果を出させていただいたような次第であります。

次に、この5月28日以降、その状況が大変変化し、その状況変化に対する議論はされたのかというふうなことでありますが、本産業建設常任委員会に付託されたこのスパンにおいては、刻々と変わるその変化に対しては、対応は、議論は私は尽くされていないだろうかと、このように見ております。というのは、物理的にそのような機会を得ることもできなかったなというふうな理解をいたしております。

それから、委員長自身が本委員会でも、いわゆ

る財政健全化計画において非常に厳しい指摘をし、破綻に近い状態じゃないかというふうな一般質問を通して、委員会でもそのようなことが話し合われたかどうかというふうな点に関しましては、この5月28日の審査の中においては、常に財政との整合性あるいはまたその懸念というのが話し合われたことは事実であります。

したがって、このことに関しましては、委員長みずからが厳しい見解を持つ中で、この審査の中では、やはり同様に厳しいやりとりがあったということは報告させていただきたいと思います。

それから、3点目の質問であります。伊丹市の視察、東洋クロスの視察、伊丹市はこの前、委員会でもって行かしていただいたんでありますけれども、東洋クロスの視察は欠かせないんじゃないかと。今後十分議論をし、委員会としても対処すべきじゃないかというふうに思っておりますけれども、これは今後のことであり、本委員会でも相当突っ込んだ議論と、そして結論を突きつけられておりますので、その経緯を見守った中で委員会としては検討していきたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 3つ目になります東洋クロスと伊丹の視察の件は、審議の前に、採択、不採択を決める前に視察が必要であったのではないかと質問なので、これはもうどうしても欠かせなかったのではないかと思うんです。その点の委員長のお考えをお聞かせください。

議長（成田政彦君） 井原議員。

産業建設常任委員長（井原正太郎君） 再度の質問でありますけれども、確かにこの審査における前の委員協議会におきまして、各委員から類似する他市の状況を視察し、その結果をもって審査に臨み、そして結論を出すべきじゃないかというふうな意見も現実にはありました。

委員会、協議会におきましては賛否両論がありまして、いやいやそうではないんだと、いわゆるそのこととは切り離して審査をすべきであって、視察そのものは我々委員として、あるいは議員としてしっかり勉強するということが大事なことで

あり、将来の泉南市の趨勢あるいは状況を考えたときに大いにやるべきであると。しかし、それとこの審査に関してはリンクをさせてまでやるべきものじゃないというふうなことで、委員会、特に副委員長とも協議をいたしまして、我々委員長、副委員長に一任をされまして、一応視察はそんな形で審査以後というふうなことに結果としてなってしまうけれども、確かに指摘されるような大事な指摘はあったということ、そしてそのことには一定委員会としては苦慮し、また委員会、副委員長とともに結論を出させていただいたと、こういうふうなことでございます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

松本議員。

11番（松本雪美君） 委員長にお伺いしたいんですけど、今の大森議員とのやりとりを聞いてまして、この委員長の判断ですね、いろいろ悩まれたと。そういうふうな御意見ありましたけれども、その中でこれから将来の泉南市の都市整備をしていかねばならない、こういう意味でりんくうタウンはそのために大事だというふうには聞こえてきたんですけども、りんくうタウンを整備することは都市整備だと、そういうふうな今考えておられる委員長のお言葉のように聞こえたんですけど、実際にはその内陸部で住む市民が本当に安心して便利で住みよい、そういうまちづくりをしていくことこそ都市整備の一番の大事なことだと思うんですね。

その辺について、そういうことが今までの論議を重ねて、何度も皆さんがおっしゃってられるように論議を聞いてますと、そういう都市整備が井原さんの一般質問からもうかがえるように、財政破綻、財政がほんとに大変だと、こういうことで大丈夫でしょうかと問いかけておられましたね、理事者の方に。そういうことから考えると、内陸部の都市整備が本当にできるんでしょうかね。そういうことで聞かしていただけたらと思うんですね。

議長（成田政彦君） 井原議員。

産業建設常任委員長（井原正太郎君） 産業建設常任委員会に付託された請願審査の報告でありまして、私個人のことで余り口幅ったいことを皆さ

んの前で披瀝をしたり、あるいはまた解説をするということはいかがな事かと思いますが、今、松本議員の方から改めて委員長の考え方について確認の意味の質問がございましたので、私は確かに本委員会でも理事者側にはかなり厳しい質問をしたのは事実であります。

そして、やはり泉南の将来を考えたときに、泉南の都市基盤づくりというふうなことでは、やはりしっかりしたものをしていかないかん。あるいはまた、大店立地法のもとで進出するこういうふうな量販店に対して、私どもが規制したり、あるいは条件をつけたりするということは非常に厳しいことでありましようけれども、私自身は将来の泉南市としては、そういう都市軸、都市基盤をしっかりしていけないかん、またまちのにぎわいもしっかりしたものにしていけないかんということの認識は、しっかり私は持っております。

ただ、厳しく言うたのは、そういうことは推進していかねばならんけども、うちの財政状況が非常に厳しいやないかと。そういうふうなことから考えたら、理事者に向かってしっかりした財政運営をやってくれよということの意味で理解をさせていただきたいと思うわけであります。

それから、内陸部あるいはりんくうに関する都市づくりのあるべき姿としては、いろいろなことが考えられましようが、泉南市にとってはやはりりんくうというのは一番大きなインパクトのある地域じゃないかと。ここを健全な形でしっかりまちづくりをするということは非常に大事であろう。決して内陸部をないがしろにするものじゃないんだということもおわかりいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 本当に大変な厳しい財政状況のもとで考えねばならない問題というのがあふれてると思うんですね。この間、賛成の方も反対の方もいろんな意見を出された中で、立地法のもとにイオンの出店については反対してもそんなんは仕方ないよという、そういう意見もありましたし、道路は基幹道路として大切だと。道路建設も当然信達樽井線という道路はやらねばならない、そういう立場でも問題提起をされた方もい

らっしゃるわけですね。

だから、そういう点で言いましたら、そういういろんな思いを持ってられる議員さんたちの意見、それから商店会連合会や商工会の皆さん、それから明るい民主的な泉南市をつくる会の皆さんも、それぞれに申し入れ書やそれから質問 商店会連合会の方からはお願いや申し入れ書、それから明るい民主的な泉南市をつくる会は、イオン出店関連道路建設の計画についての質問と要請ということで6月17日には出てますね。商店会連合会の方も6月17日に出てます。それから、イオンモール出店に伴う……

議長（成田政彦君） 松本議員、質疑は委員長に対する質疑をやってください。その観点に沿ってやってください。

11番（松本雪美君） いやいやそうですよ。イオンモール出店に伴う地域振興策についての要望書ということで出てますが、これは先ほど井原委員長の報告された委員会が閉会中の継続審査になった、その継続審査をした以後に出てきたそういうものでありますから、この問題についてはテーブルの上に乗って、当然委員会としても審議をした、論議をしたという状況ではないと思うんですよね。

だから、いろいろ刻々と情勢が変わっておりますからね、そういうことも含めてやっぱりテーブルの上に乗せて、委員会としても当然必要な論議を進めていかねばならないと思いますので、その点についてどういうふうにお考えになられているのか。

それから、あと商工会の方からも、商工会の方に対して市長の方から3月に出示された要望書の中の回答がこの間、6月の16日ですね。16日に要望書の回答ということで出されてるわけですけど、そうすると商店会連合会の方のお願いや、それから申し入れ書ですか。申し入れ書の回答は出されていないし、それから今三者の方たちのいろんな思いを書かれた要望書や質問状ですね。質問や、それから要請ですね。そういうものに対しても、市長は、お答えを出す気持ちはあるからこういう形で商工会の分には出示されたわけですね。だから、ほかの二者の方には当然出されてないわ

けですから、そういうことも含めて……。

議長（成田政彦君） 松本議員、委員長報告に沿って、委員長の報告の内容に質疑をしてください。
11番（松本雪美君） やってますよ。そういうことに対して出されてないわけやから、それもテーブルの上に乗せた上でやっぱり審議を重ねなくてはならないと思うんですよ。

だから、そういうことではどういうふうにお考えになられるのか。必要なことを十分されてない、そういう理事者の対応に対して委員長はどういうふうにお答えになられるのか。

それから、もう1つは……（東 重弘君「全くの私見やない、それは」と呼ぶ）いや、そうじゃないですよ。（真砂 満君「委員会開催した時期いつやねん」と呼ぶ）6月のあれでしょう。5月の終わりでしょう。だから、それから以後出されたものに対しても、当然私は必要な会議を開いてやるべきだと、そういう思いがあるわけですね。

だから、委員長さんにおきましては、今後そういうものに対する、そういうことに対する皆さんの意見が出る以上、委員会を再開されてね……

議長（成田政彦君） 松本議員、委員長に対する質疑と違いますよ、それは。

11番（松本雪美君） そうですよ。

議長（成田政彦君） 委員会の内部の論議についての質疑ですよ、これは。

11番（松本雪美君） そういうことも必要だということで私は思ってますけれども、それは委員長さんはどういうふうにお考えになられてますか。

議長（成田政彦君） 井原議員。

産業建設常任委員長（井原正太郎君） 松本議員から再度の質問でありますけれども、ただいま皆さんからも若干意見も出ておりますように、私は地元経済を破綻させるイオングループ（ジャスコ）の誘致と65億円もの関連道路建設計画の白紙撤回を求める請願、この審査をした結果をここで報告したんでありまして、特に松本議員が心配されておられます5月28日以降状況が変わってきてますということで、委員長はどのように考えるかというふうなことにしまして、非常に大事なことでありますけれども、これに私がこの壇上から時間を割いて答弁するのは、余りそぐわないんじゃない

いかなというふうを考えております。

議長（許しが出ればまた別でありましょうけれども、余り的外れなことを言うと皆さんに迷惑がかかりますので、一たんこの程度にさせていただきます。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 賛成をする方もそれから反対をされてる方も含めて、やっぱりこの問題は、将来の泉南市百年の大計にかかわってほんとに大事な問題だと思えます。だから、皆さんほんとに真剣になって議論に参加してられるわけですから、そういう場所があって当たり前だと私は思ったので質問させていただきましたけれど、委員長さん初め、私はぜひともお願いしたいことがあるんです。市民の皆さんに十分に納得いくまでみんなの意見を聞いて、すべてのいろんな情報を市民の前に公開して、そしてそれでみんなで考えていける、最後に納得できる結論が出せるような、そういう場をつくっていただきたいと思えます。

それもぜひ委員長さんから市長の方に、公聴会など開くというふうなことをお願いをしていただきたいと思えます。

いろんな意見が出てくると思えます。それでよくわかってます。皆さんの思いもよくわかっています。ただ、本当に大切な、この将来にかかわっての泉南市民のほんとに命と生活がかかっている大事な案件ですよ。その案件を真剣に考えたときには、そのことをしっかりとらえて、もっと十分な議論する、そういう立場でやっぱり臨むべきだと私は思うんで、そういう問題を委員長さん、ぜひ提案 委員長という立場だからこそそれができると思えますよ。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で委員長の報告に対する質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

和気議員。

19番（和気 豊君） 付託請願第1号、地元経済を破綻させるイオングループ（ジャスコ）の誘致と65億円もの関連道路建設計画の白紙撤回を求める請願について、引き続き審査の継続を求める立場から討論をしたいと思います。

6月26日、きょうの朝までに寄せられた署名は2,500を超えています。市財政の破綻により市民の暮らし、福祉、将来のまちづくりはどうか、不安と懸念がどんどん膨れ上がっています。

また、泉南市商店会連合会からは、6月17日付でイオンの強行出店に反対し、イオン協力政策を考え直し、いま一度我々零細業者、生活者の立場に立って、商業政策、まちづくり政策を推進されることを強く要望するとして申し入れ書が、そして泉南市商工会からも6月20日付で再度の要望書が出されています。

地元商業者の皆さんにとって生存権にかかわるこの問題に結論を下すには、まだまだ必要な資料を整え議論を尽くす必要があるのではないのでしょうか。ましてや、まだ市が回答していない段階では、なおのこと慎重な対応が必要なのではないのでしょうか。具体的に指摘をしてみたいです。

第1は、イオン道路建設が泉南市財政に与える影響について、まだまだ議論を尽くさなければなりません。国庫補助金など若干の上乗せがあったとはいえ、約34億5,000万円にも及ぶ莫大な借金と利息の返済が既に7億8,000万円の赤字をつくり出し、大きく破綻し、ローリングが必要と助役や担当部長をして言わしめている財政健全化計画を2004年度から始まる利息の返済で狂わされること。

さらに、元金の償還が始まる2007年度以降まさに市財政を大きく圧迫することが、返済に充てる財源としているイオンからの固定資産税、償却資産税が倉敷、泉佐野のジャスコからの税収の実際からも市の思惑どおり入ってこないことも議論の中ではっきりしています。

また、投資総額65億円のうち30億円をはるかに超える圧倒的に多くを占める1企業への支障物件移転補償費、用地買収費が適切なのかどうか、現地立ち会いを含め調査する必要があるが産業建設常任委員会の議論の中でも多くの議員から出され、課題として残ったままになっています。財政危機の折、市民の莫大な税金を使う以上、しっかりとした根拠を示さねばなりません。

そして、市財政への影響でとりわけ問題なのは、

この財政悪化が暮らし、福祉、教育はもちろん財政危機を口実に先送りされてきた老朽校園舎の大規模改修や和泉砂川駅前の交通安全対策なども、もう待たなし、市民の切実なまちづくりの願いがさらに後継に追いやられることになることは、必至であります。

第2に、なぜこれほどまでに市民生活や市民の願うまちづくりに影響が出るにもかかわらず、府に事業化を求めず、市が借金をふやしてまで肩がわりするのか、これも納得がいきません。市は財政に影響が出たときには府に特段の配慮を求めることができると、2月13日付覚書を根拠にして切り抜けようとしています。この条項は府が貸し付けを行う範囲を出るものではないことは、りんくうタウン関連道路については、関係市町に1路線だけ補助金を出すとしている府の姿勢からも明らかではないでしょうか。

このようなあいまいな表現の文書ではなく、もっと支援の内容を明らかにした文書を交換して、議会はもちろん市民や関係者の皆さんに今直ちに示させるべき、このことが求められているのではないのでしょうか。

第3に、65億円の莫大な投資を行いながら、その一方で財政難を口実に使用料・手数料の引き上げ、福祉、教育の切り捨てを強行する。1民間企業の立場に立ち、その一方で市民に負担を押しつける。市民に冷たい、逆立ちして、間違っただ税金の使い道を改めさせる必要があるのではないのでしょうか。

第4に、地元商業者の皆さんがこれだけ懸念を表明し、市の対応を血のにじむような思いで求められていることにどうこたえるのか。また、イオン進出で競合関係に陥り撤退するサティ、そのため営業の場や仕事なくなるテナント、300人の従業員の皆さんの今後の身の振り方について相談窓口を開くなど、必要な取り組みを展開すること。交通混雑など周辺道路沿線の皆さんの住環境をどう守っていくのか。事業を進める前に市がやらねばならないこと、先送りが許されないことが山ほどありますが、まさに放置されたままではないのでしょうか。

そして、何よりも市は今こそ関係者はもちろん

広く消費者となる市民に本問題について説明責任を果たさせるとともに、公聴会を開くなど意見を聞く場を市に持たせるべきではないでしょうか。

第5に、イオン進出による地元小売業者の皆さんへの影響の実態、自殺者まで出している倉敷の例。出店後数カ月で売り上げが半減した例も出されています。行政がイオンに対し34億円の道路整備や連絡橋を建設させた伊丹市の例など、事業を進める前に判断材料にしなければならない事柄が商工会や議会産業常任委員会の視察で数多く出されています。産業建設常任委員会で不採択の結論を出してから以降も教訓にすべき材料が出てきています。これら先進地からの教訓と問題点をしっかりと検討するためにも、時間が必要ではないでしょうか。

泉南市百年の大計にかかわるこの道路建設が市民こそ主人公の立場で、さらに豊かな判断材料が提供され、時間をかけた市民的論議が展開されるために継続審議が引き続きなされるよう願って、討論いたします。

議長（成田政彦君） ほかに討論はございませんか。 以上で本件に対する討論を終結いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。先ほどの討論におきまして閉会中の継続審査に付すべきとの討論がございましたので、これより順次採決いたします。

まず初めに、閉会中の継続審査に付すべきことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立少数であります。

次に、委員長の報告のとおり本件は不採択、つまり本請願に対し反対とすべきことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託請願第1号は、不採択と決しました。

次に、日程第3、付託議案第16号 泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第15、付託議案第28号 泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上13件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました泉南市手数料・使用料条例の一部を改正する条例の制定についてまでの13件に関し、委員長の報告を求めます。使用料・手数料に関する審査特別委員会委員長 東 重弘君。

使用料・手数料に関する審査特別委員長（東 重弘君） ただいま議長より報告の旨の御指名を受けましたので、これより去る3月定例会において本特別委員会に閉会中の継続審査として付託を受けました付託議案第13号、泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定を初めとする各使用料・手数料条例の一部を改正する条例13件の審査につきまして、その審査の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております特別委員会審査結果報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本審査特別委員会に閉会中の継続審査として付されております使用料・手数料条例の一部を改正する各条例13件の審査につきましては、過日5月26日、委員並びに市長以下関係理事者の出席のもと開催し、慎重なる審査を行いました。また、審査に際しましては、各委員から広角な範囲において熱心なる質疑がございました。

それでは、本審査特別委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

まず、前回より閉会中の継続審査となっていることにより、引き続き質疑を行いました。その冒頭、今回の対象である各関係条例に対し、条例施行期日等について受益者である市民に負担を求める関係上、特にそのことを市民に対する周知期間の徹底が必要であるため、その施行期日を原案の7月1日から10月1日に修正されたいとの修正動議が提出され、採決の結果、賛成多数をもって付託議案第16号から付託議案第28号までの以上13件に対する修正動議がいずれも可決されました。

よって、本審査特別委員会においてお手元に配付いたしておりますとおり、使用料・手数料に関する各条例の一部を改正する条例13件につきましては、いずれも施行期日等において7月1日を

10月1日に修正することに決しました。

その後、修正可決されました部分を除く原案に対する質疑の主な部分について御報告申し上げます。

まず、使用料・手数料については、前回の議論の中では、昭和30年ぐらいから見直しがなされておらず、見直しをするということであれば、すべてを対象として検討し、見直しを行うべきであるとのことであり、前回の委員会では、今後は4年に1度のサイクルで見直しをしていくということであるが、その見直しについては4年サイクルの見直しがその前提にあるのか、また、その見直し期間について不確定なものなのか、その点改めて示されたいとの問いに、使用料・手数料の見直しについては、昭和30年初頭から見直しを行っていないものであるが、そのことに対し、非常に厳しい意見、指摘等があり、今回その反省の上に立って、一定のサイクルをもって検討し、改正する、しないは別として、今後は基本的に4年に1度の見直しを行い、市民に理解を得られるよう努力していきたいとのことでした。

また、使用料・手数料について、直近で既に改正された分についても同様の4年のサイクルの中で再度見直しを行いたいとのことでした。

次に、使用料減免制度について、その内容、減免率等あわせて示されたいとの問いに、減免制度の考え方については、1点目は市の主催・共催する事業については全額免除するものとし、2点目は本市社会教育団体並びに社会福祉団体等、その他公共的または公益的団体が主催し、それぞれ社会教育または社会福祉の事業を行うときは5割減免とし、3点目は市長が特に必要と認めるときは一定額を減免及び免除することとし、その中において本市の場合では、社会教育団体、福祉団体のうち、市内全域的な活動を行い、公共的、公益的の高い団体については75%の減免とし、当該団体の大会や総会において使用するときは、100%の減免を行っているとのことでした。

また、区や自治会や地域のため、公共・公益的目的で使用するときには、100%減免をするとのことでした。

さらに、減免について資料として提出のあった

中であって、本市及び本市の機関という項目の記載が変更されているように思われるが、記載内容がなぜ変更されたのか、また、その運用において、教育委員会の事業についても本市及び本市の機関の主催・共催事業と同様の取り扱いとなるのか、その見解について示されたいとの問いに、教育委員会が構成団体となっているものについては、本市が主催または共催する事業に該当するとの統一見解を持っており、市の扱いと同様、当然使用料が免除されるものであるとのことでした。

また、本市及び本市の機関と当初記載されていたが、そのことを逆に記載することで市の機関とは何に当たるのかなど、市民に誤解を招くのではとのことであえて削除した経過があり、今後は市民にわかりやすいよう工夫と検討を行っていききたいとのことでした。

なお、本市機関とはどの範囲に当たるのかということについては、市長部局並びに行政委員会及び出先機関を含めたものであり、また本市とは行政機関、附属機関を含めたものであるとのことでした。

次に、下水道の値上げについては、社会状況が低迷している時期にこれだけの値上げをする理由を示されたい、また今回値上げによって大阪府下でどの程度の順位になるのか、あわせて示されたいとの問いに、現在の下水道の使用料については府下ランクで28位であり、今回20%の改定と消費税の転嫁することにより、下水道使用料は府下各都市の中で13位程度になるのではないかとのことでした。

また、本来下水道使用料の算定の対象経費としては、維持管理経費及び資本費を算入して計上すべきが本来の姿であるが、現在、本市は面整備の途上であるときに使用料を急激に値上げするということについては市民に多大な負担を強いることとなるので、今回激変緩和の関係において、維持管理経費のみを対象として20%と、それに対する消費税分5%の改正を行うものであるとのことでした。

以上が質疑の主なものでありました。

次に、討論に入り、まず反対討論として、下水道使用料の改正については、現在社会そのものが

不況の中であって、本市においても失業者がふえ、このような状況の中でなぜ今回26%の高い下水道使用料の値上げを強行するのか。せめて市民に対してもっと低率とするぐらいの思いやりができないのか。また、運営経費等のむだを省くなどそういう企業努力を行った上で、市民に痛みを分かち合っこそ行政の思いやりではないのかとの思いのもと、下水道の値上げについて反対であるとの討論がありました。

また、付託議案第16号から付託議案第28号の全件については、理解ができなく修正案が出されたが、市民が不況に苦しむ中で本当に市民生活を苦しめる最悪のものであり、市の財政難のツケを市民に押しつける中身であることは変わっておらず、今の財政難の中で市民サービスを切り下げずに財政再建を進めることが大事であり、議論の中でも明らかになったように、税の滞納問題、同和更生貸付基金問題、またイオン道路に見られるようなむだな大型公共事業など、問題が解決されないまま市民に負担が覆いかぶさっており、長年値上げをしていなかったことを理由にしているが、今回の値上げについては賛成できるものではなく、逆に福祉団体への減免制度を充実すべきであることをつけ加え、反対であるとの討論がありました。

片や、賛成討論では、指摘でもあったように、常にむだを省くという行政の姿勢については、本来の姿であり、この値上げとは関係するものではなく、当然努力すべきことであると思慮するものであるが、ただ結果的に今回の改正については、値上げを含む使用料・手数料の見直しであるが、過去昭和30年からその見直しをされてなかったことは問題であると思うが、行政もその反省に立って3年、4年に一度の見直しを図るということであり、この見直しが即値上げでということではなく、値上げをせずとも済む方法を考慮すべきであり、常に行政もその努力を行っていかねばならないことである。

また、既に議会においても財政健全化計画が認められ、この問題もその一環として盛り込まれているもので、本市の財政を赤字体質から黒字体質に転換するという基本的な部分で、この問題は財政健全化計画の根本を揺るがすような問題となっ

ており、一日も早く健全な財政を図っていく努力を促し、賛成であるとの討論がありました。

これとは別の賛成討論として、今回の使用料・手数料の統一的な見直しについて、財政健全化計画の中の項目として位置づけがなされ、財政健全化にとって重要な取り組みとなっており、その使用料・手数料は、公の施設の利用や特定のサービスを受けることをもって利益を受ける者からその利益の範囲内において使用料を徴収するものであるが、その中であって施設を利用する市民と利用しない市民との市民負担の公平性を考慮することが大切であり、今回受益者負担のあり方やその必然性を整理され、全庁的な見直しがされていることは評価に値するものであり、また見直しの方法についても、施設の使用や維持管理あるいは市民サービスにかかわるコストをもとに使用料が積算されており、今後効率的な維持管理など、コスト削減の努力や定期的な見直しによって、より適正な料金体制が構築されることを期待するものであり、その施設についても利用者の利便性を考慮し、使用区分を細分化することによって利用しやすい施設の運営を目指すなど、行政として一定の努力が見受けられる。

ただ、今回の改正については、現在社会情勢の厳しい状況下で、なぜこの時期に値上げなのかとの議論がある中で、結果として市民に負担増を願うことになるが、本市の厳しい財政状況の中にあつて貴重な財源を確保し、さらに市民へのサービス向上に努められんことを期待するものであるとの賛成討論がございました。

かくして、採決の結果、修正可決された部分を除く原案について順次採決を行い、付託議案各13件については、いずれも賛成多数をもって可決されました。

以上が本特別委員会に付託を受けました付託議案第16号、泉南市手数料条例の一部を改正する条例を初めとする各条例13件に対する審査の経過と報告でございます。

甚だ簡単ではございますが、これで私の報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（成田政彦君） ただいまの委員長の報告に

対し質疑を行います。質疑はありますか。

中尾議員。

3番（中尾広城君） 下水道の分でなんですけども、反対意見というか、討論の中で値上げ率のパーセンテージですか、その辺を改正するようなことはないかというような意見も出たということなんですけど、それもそうやとは思いますが、この使用料・手数料の中で一番大きな割合を占める下水道のことでありますので、例えば年々見直ししていくといいですか、段階的に上げていくというような、そういう意見等は出なかったんでしょうか。それを1点委員長にお聞きしたいと思います。

議長（成田政彦君） 東議員。

使用料・手数料に関する審査特別委員長（東重弘君） ただいま中尾議員の質疑でございましたけど、各種、種々議論がございまして、何分多い議論の中でございますけども、委員長として進める中には種々の意見があったと、こういうことでございます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

和気議員。

19番（和気豊君） 委員長、御苦労さまでございました。委員長に数点にわたってお伺いをいたします。ゆっくりやりますので。

先ほど財政健全化計画の中に組み込まれている今回の使用料・手数料の引き上げと、こういうふうな報告部分があったんですが、当初7月1日から実施ということであったように思うんですが、修正で10月1日ということになったわけですね。この辺の財政健全化計画に対する影響のようなものが論議されておりましたら、御報告をいただきたい。

それから、これは基本的な問題なんですけど、これも論議されておればということでお伺いをしたいというふうに思うんですが、委員長報告に対する質疑ですから、その点で配慮して質問をしてみたいと思います。

本来、公共施設の維持管理ですね、特に市民の皆さんが至近に使われる公共施設については、当然税金で修復を初め維持管理が行われなければならない。これは地方財政法等の基本であるという

ふうに思いますし、そういう条項もあるわけですが、今回そういうものを有料化していくという、有料化の部分がかかなりある、今までゼロだった部分でね。そういうことは地財法等にかかわっての論議、その点でのね。これはあったのかなかったのか、あればその辺の見解なり、結論です。これをお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

それから、公共施設、あまねく広くたくさんあるわけですが、そのうち今回いわゆる有料化なり引き上げの対象にならなかったところは、あったのかなかったのか。世間でよく使われる言葉なんです、いわゆる聖域にとどめ置かれたところがあったのかどうか、その辺をお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、下水道問題、今若干出たんですが、非常に引き上げ幅が大きいと。全体のうちの半分以上は下水道料金、とりわけこれは毎日の生活にかかわっている問題ですから、特に今の不況下の中で暮らしに対する影響が非常に強いというふうに思うんですが、こういう点でこの下水道引き上げの原因が一気呵成に泉南市の財政事情なり、市民生活を十分配慮せず一気に立ち上げた、そのことのツケが回ってきたのではないかと、こういう論議はあったのかなかったのか、その点についてお示しをいただきたい。

以上です。

議長（成田政彦君） 東議員。

使用料・手数料に関する審査特別委員長（東重弘君） 和気議員の数点の御指摘でございます。メモをとっていましたが、抜けてましたら再度御指摘をいただきたい。

財政健全化計画の中の組み込みの問題でございますが、これは示されてる財政健全化計画の中の財源の1つとして当然挙げられております。その議論の中であって、修正動議が出ました折に、10月1日に変更されることについての財政影響はどうかと、こういう議論がございました。

細かい数字については委員長報告としては余りそぐわないかと思っておりますので、ベースとしては12分の7、8、9、4と、年ベースのですね。その程度だという討論 何分これについては動議

として出されたものでありますから、委員長としてもそのときに正確な数値は無理ではなからうかと。委員が動議として出されたものですから、そういうことで 申し上げますか、どのぐらいの数値か。（和気議員「申し上げます」と呼ぶ）

ちょっと細かい数字ですみません。資料としてちょっと整理をせんと、いろんな各分野について書かれておりますので。

それから、抜けてるかと思うんですが、値上げ対象外のものがあるかどうかという議論があったかどうかと。ございました。ただし、委員長としては当件は付託議案でございますから、それについての結論を求められておりますので、その議論は突っ込んだ議論をしていただいております。ただ、ふれあい人権センター等という議論がございましたけれども、議案から外れておるということで深い議論をしていただかなかったと、こういうことでございます。

それから、下水道の値上げ幅が非常に大きいのではないかと、市民生活が大変苦しくなるんじゃないかと、こういう議論があったのかどうかという御質問があったと思うんですが、これはございました。20%プラス消費税、大幅な値上げじゃないか、そういう話がございました。

以上、ひょっとしたら1つ抜けてるかと思うんですが、再度御指摘をお願いしたいと思います。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 委員長が指摘をしることなんで、指摘をさせていただきます。

委員長ね、本来税で賄われるべき維持管理費です。これを新たに使用料・手数料を取ったり引き上げたりすることで賄っていくというのは、税の二重取りになるのではないかと意見も地方財政法等で以前論議になった点なんです、そういう論議はなかったのかどうか。ちなみに、委員長報告ですから、委員長がその辺の見解をお持ちであれば、あわせてお示しをいただきたい。これは別になくても結構です。

それと、下水道のことなんですが、4年に1回これから引き上げていくと、こういうふうな話も何か報告の中にはあったんですが、ただ引き上げ

ざるを得ない状況をやみくもに、今、公共事業に対しては非常に厳しい国民や市民の目があると。いたずらに公共事業に莫大な投資をすることによって、そのしわ寄せを市民や国民に福祉や医療を削ることによってそのツケを回すと、こういうことはいかがかなという意見が非常に多いわけですね。

そういう点では、非常に市民に快適な生活を保障する下水道事業ではありませんけれど、しかしその負担が多くなれば当然市民生活を圧迫するわけですから、暮らしに影響が及ぶわけですから、そういう点では一気呵成に立ち上げるということについて、やはり一定財政事情や市民生活を配慮した上で慎重に行っていくと、こういうことがあるべき姿ではないかというふうに思うんですが、私自身はね。そういう論議はあったのかなかったのか、この点について。下水道の問題についてはこの点なんです、中心は。

2つ、ちょっと抜けておりましたように思いますので、お示しをいただきたい。

議長（成田政彦君） 東議員。

使用料・手数料に関する審査特別委員長（東 重弘君） お答え申し上げます。抜けておまして、まことに申しわけない。

まず、1点目の指摘で税での維持管理、それと税金の二重取りに使用料がなるんじゃないかと。その議論は出ておりません。

2点目のすべての値上げは市民生活を圧迫するのではないかというお尋ねでございますが、急激な値上げも含めてある。その議論は、委員長報告の中でも経費削減に努めて、今後4年ベースと見られる中で考慮をしていくと。そういう指摘があった中で、そういう答弁がございました。

それと、意見でございます。委員長報告については、私見は述べさせていただくの控えさせていただきます。

19番（和気 豊君） はい、結構です。

議長（成田政彦君） ほかにありませんか。

以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論を行います。討論はありませんか。 大森議員。

4番（大森和夫君） 日本共産党の大森和夫です。付託議案第16号から28号に対し、反対の立場で討論いたします。

今回の約80項目総額7,000万円にも及ぶ公共料金の値上げは、不況とリストラの中、市民生活をさらに苦しめるものであります。短期間で2,500近くの反対署名が集まるのも、このような生活実態を反映したものであります。むだな大型公共事業、不要不急な公共事業をやめ、財政再建を図り、不況で苦しむ市民を守るために福祉、教育、サービスの充実を図ってほしい、これが泉南市民の願いであります。

ところが、向井市長が行っているのは、財政再建どころか5年連続の赤字決算、農業公園を初めとするむだな大型公共事業を進め、さらにみずから決めた財政再建計画の約束を破り、イオン・府言いなりの信達樽井線の整備の計画をしております。

これら財政再建の失敗のツケを全く責任のない市民に押しつけるのが、今回の公共料金の値上げであります。向井市長は、値上げの理由に、長年にわたり公共料金の見直しがなかったためだと言っておりますが、こんな安易な理由で市民生活にかかわる値上げが許されるのでしょうか。値上げの中身についても幾つかの問題があります。

1つ、福祉団体が福祉施設を利用するような際にも使用料・利用料を取ること。

2つ、すべての使用料・手数料を見直しとしながら、旧同和関連施設にかかわるもの見直しは対象から外されてること。

3つ、市民健康検査、留守家庭児童会の有料化は、議会の承認が要らないということで十分な議論が保障されていないこと。そして、一方的に値上げを決めたこと。

4つ、公共料金の見直しに受益者負担の考え方が導入されていますが、最も受益者負担の原則に従って厳正に処理されなければならない高額滞納者への対策や、同和更生貸付基金の回収問題については甘い姿勢が改善されていないこと。

以上、付託議案に対し反対の討論といたします。御清聴ありがとうございました。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

藪野議員。

23番（藪野 勤君） ただいま議長のお許しを得ましたので、付託議案第16号、泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから付託議案第28号、泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、市民への周知期間を十分に確保するという観点から、条例施行期日の7月1日から10月1日への修正案の提案者として、賛成の立場から討論いたしてまいります。

今回の使用料・手数料の統一的な見直しにつきましては、先般の財政健全化計画の項目としても位置づけがなされており、財政の健全化にとってはまことに重要な取り組みの1つでもあります。

使用料・手数料は、公の施設の利用や特定のサービスを受けることで利益を受ける者から、その利益の範囲内で料金を徴収するものであって、利用する市民と利用しない市民との立場を考慮し、市民負担の公平性を踏まえることが大切であります。市民と行政が互いに責任と役割を分担し、目的の達成や課題の解決に向けて連携・協力する関係が自治体の経営の基本となると考えるところであります。

今回、この受益者負担のあり方や必要性をきちりと整理し、全庁的に見直しを行うことは、評価に値するものと考えます。

見直しの方法については、施設の使用や維持管理あるいはサービスに係るコストを基本に料金算定を行っており、今後の効率的な維持管理など、コスト削減の努力や定期的な見直しによってその適正な料金体系が構築されるものと期待するものであります。また、施設によっては、利用者の利便性を考慮して使用区分を細分化し、利用のしやすい施設運営を目指すなど、行政としての一定の努力も見受けられます。

ただ、今回のこの改正につきましては、社会経済情勢のまことに厳しい不況の状況下において、なぜこの時期に改定をするのかという論議もありますが、利用者としての市民には結果として負担増をお願いすることにもなりますが、泉南市全体として、さらに納税者全体としての公平を図るという観点から、厳しい財政状況の中において貴重な財源を確保し、さらに市民サービス向上に努め

られることを期待いたしましての賛成討論といたします。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

奥和田議員。

8番（奥和田好吉君） 公明党を代表いたしまして、下水道使用料の値上げを反対の立場で討論いたします。

今回の下水道使用料改定率は20%、消費税5%でございます。合計25%を一気に上げる非常に厳しい値上げであります。値上げの理由の中に、下水道事業は長期にわたり、かつ多額の資金を要するものであり、今日の景気の低迷期においても順調に事業を進捗させていくためには、下水道財政の健全化を図りつつ効率的な事業運営を図る必要があることからとあります。

がしかし、今、泉南市全域を見ても、失業者がちまたにあふれ、厳しい状況の家庭がふえております。値上げが実行されれば、家庭への負担が直撃して生活が破綻する家庭も出てくるおそれもあります。また、このまま値上げを強行すれば、下水道工事が終わっているところでも各家庭につながらないところもふえてくるおそれもあります。

市税収入の65.4%が人件費に占められ、歳出総額の約3分の1が市職員の人件費という事実は、現在の社会情勢からしても到底納得できるものではありません。人件費の削減は、官民を問わず至上命題ではないでしょうか。府下の市町村でも職員の定数の見直し、給与の是正を精力的に取り組んでおります。

下水道事業の財政負担をいきなり市民に押しつけるのではなく、まず行政として実行していただきたいのは、下水道経営を圧迫するおそれのある要因の分析と対策、事業全体のコスト削減努力をしていただきたいと思います。

以上、下水道使用料反対の討論といたします。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

真砂議員。

21番（真砂 満君） それでは、付託議案第16号から28号につきまして、民主と市民わの会を代表しまして、賛成の立場で討論をしたいというふうに思います。

この間、この3月議会での本会議場や委員会

も議論いたしておりますし、討論いたしておりますので、内容的には変わらないわけなんです、改めて言及をしておきたいというふうに思います。

まず初めに、今回の見直しは、昭和31年から40数年間見直しがされてこなかった使用料・手数料について、コスト計算、受益者負担、減免措置、激変緩和、近隣市との均衡などを一定整理、また考慮する中で出されてきたものであります。結果的に今回値上げが伴うことになりましたが、私はこれまでこのような整理がされてこなかったそのものが問題であるように思っております。

そういった意味では、関係職員の皆さんが御努力の中でこのような整理をされたことに対しでは、評価をしたいというふうに思っています。

しかし、行政は常に少ない経費で最大の効果を上げることを肝に銘じ、日々行政執行に努めていただかなければならないことは申すまでもないことであります。

財政健全化計画は、この使用料・手数料の改正も含め計画をされており、議会の賛同を得てスタートをいたしております。健全化は赤字体質の脱却であり、黒字化に向けた取り組みであります。現実、反対者の中で向井市長がどうのこうのという御意見もあります。当然、私どもも議員でありますから手放して料金値上げを賛成することに賛同するものではないわけであります。

しかし、社会情勢が厳しい状況も理解をいたしますが、市財政も同様でありまして、この厳しい状況を先送りすることによって、後世にこの負担を強いることもないわけであります。

いずれにいたしましても、今の厳しい状況に目をつぶって先送りすることなく、確かに判断することは厳しい選択でありますけれども、後世に希望と夢を持たす努力を現在の我々がしていかなければいけないというふうに考えております。

そういった意味では、特別委員会の委員長報告どおり御賛同いただきますことを切にお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本13件に対する討論を終結いたします。

これより13件について順次採決いたします。
まず、付託議案第16号 泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第16号は、一部修正することに決しました。

次に、付託議案第17号 泉南市立学校建物及び設備使用条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第17号は、一部修正することに決しました。

次に、付託議案第18号 泉南市公民館条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第18号は、一部修正することに決しました。

次に、付託議案第19号 泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第19号は、一部修正することに決しました。

次に、付託議案第20号 泉南市立青少年の森設置条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第20号は、一部修正することに決しました。

次に、付託議案第21号 泉南市営プール条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第21号は、一部修正することに決しました。

次に、付託議案第22号 泉南市立市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第22号は、一部修正することに決

しました。

次に、付託議案第23号 泉南市立テニスコート設置条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第23号は、一部修正することに決しました。

次に、付託議案第24号 泉南市民球場条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第24号は、一部修正することに決しました。

次に、付託議案第25号 泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第25号は、一部修正することに決しました。

次に、付託議案第26号 泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第26号は、一部修正することに決しました。

次に、付託議案第27号 泉南市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第27号は、一部修正することに決しました。

最後に、付託議案第28号 泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、一部修正可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり一部修正することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって付託議案第28号は、一部修正することに決しました。

次に、日程第16、泉南監報告第4号 例月現金出納検査結果報告から日程第19、泉南監報告第7号 例月現金出納検査結果報告までの以上4件を一括議題といたします。

本4件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 巴里英一君。

監査委員（巴里英一君） ただいま議長のお許しを得ましたので、ただいまから平成15年2月、3月、4月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づ

き、平成15年2月分は平成15年3月27日に、平成15年3月分は平成15年4月25日に、平成15年4月分は平成15年5月29日に井上監査委員と私が検査を執行いたしました。

これについては、一般会計、特別会計等、収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係書類を中心に、水道関係諸帳簿及び証拠書類、貯金残高について収支内容を照会したところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。

なお、当報告とは直接関連がございませんが、地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施いたしましたので、その結果報告書をお手元に御配付いたしておりますので、あわせて御報告といたさせていただきます。

議長（成田政彦君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 堀口議員。

15番（堀口武視君） 今、月例監査の方はいいとして、14年度の定期監査結果報告についての資料をいただいております。この中で、この内容を読ましていただきますと、我々議員として黙って看過できないような内容が記されております。

特に、委託業務の起案書を見る限り明確な理由がなく随意契約を締結すると、こういうような文言がございます。あるいはまた、人権推進部につきましても、委託業務については仕様書に業務内容の範囲が明記されていないものがある。あるいはまた、清掃課の大阪府魚腸骨処理対策協議会負担金、これについては算定基盤を把握しておくこと されてないということになると思うんですけども、その辺の監査委員さんの所見をひとつお伺いしたいと思います。

議長（成田政彦君） 巴里議員。

監査委員（巴里英一君） ただいま堀口議員から、皆さんのお手元にあります委託業務の起案書について明確な理由がないままに随意契約を締結しているのが多いと。こういったことは問題があるんじゃないかというふうな監査に対する質問であります。監査そのものは、基本的にはこういった金銭出納がなされているのか、それは適正なのかということが監査の基本であります。

そういう点では、これは表に書いてありますように、これは市長に対して監査委員としてこういったところに問題があるんじゃないかということを経報告し、これを改めていただきたい、あるいは精査してもらいたいということの報告として出されているもので、これ以上監査が次のとき、例えばそのことがなされていない場合はどうするかということがまだ残されているわけでありますが、当面今の時点で私が監査として不備であるということとは言い切れません。そういった意味では、議会としてどうするのかということは、議会としての判断を仰ぎたいなというふうに思っているわけです。

以上です。

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） 今、巴里監査委員の方から、市長に対してという話が出てまいりました。ただ、この中で監査委員さんの所見だけでは、僕はこの問題はどうも納得いかない。特に契約問題については、随契という話が出てきてます。この中に果たして、自治法で167条の2項の中には5項目ほど随契できるという項目がございますけれども、現実にそのことに監査委員さんの方からそういうことをされてないということを言われているわけですね、意見として。

そしたら、議長ね、これ議会としてもこの内容についてどういう随契をされてたのか。その内容については、一度監査委員が指摘された部分についても資料として出していただきたい。そうでないと、このまま議会がこのことを看過すると、何かおかしいことがこの中で行われているのかな、あるいはだれの責任で随契をされているのか、その辺も明確になりませんので、ひとつその辺議長のお計らいをお願いしたいと思います。

議長（成田政彦君） それでは、監査委員に見解を求めまして、それから事務局に言います。巴里監査委員。

監査委員（巴里英一君） 堀口議員も手元にあると思いますが、まず報告内容が監査の概要として何と何とあったかということを経まず市長に出しております。そして、その監査の着眼点は何であるのかということを経改めて書いております。そして、監査の結果がどうであったのかということが、先

ほどの意見の中に出てくる問題だというふうに思っています。その中で、意見というのは、行政は法と条例の執行機関であるということを経常に意識して執行に当たられたいということを経意見として申し上げているわけです。

その中で、先ほど御質問がありました随契契約のあり方、そういった点にそごといひますか、あるいは誤ってはないのかということであろうと思います。それは、私がここでどうのこうのということを経、執行機関でもございませぬからお答えするわけにまいりませぬので、そういった意味では議会としてそのことはどうなのかということが1点あるのと、そして改めてそれぞれ不備があるとするならば、それぞれ個々の議員によって違ふと思ひますが、それぞれの場所によってそのことをきっちりと言言をしていただければいいんじゃないかなというふうには思ひます。

以上です。

議長（成田政彦君） 堀口議員。

15番（堀口武視君） 議長ね、僕、今議長にお願いしたのは、これは監査委員の方から行政に対して大変厳しい疑問を投げかけ、あるいは疑義を呈しているわけですね。このことの内容について、僕は監査委員さんの中では、今もおっしゃったように執行機関ではございませぬから明確な答弁はできないと思ひます。

だから、そのことは議長として議会に諮っていただいて、ここに問題、今私一応挙げましたその随契契約の問題、あるいは人権推進部の委託業務の問題、あるいは魚腸骨の算定基礎の問題、こういうことについては、行政の方から明確に議会に対してこのことはどういう部分を指摘されたのか、そのことをはっきりさせていただかないと、これは議会として僕は機能しないと思ひるので、こういう問題提起されてながら、はい、そうですかというわけには僕はいかんと思ひますよ。だから、その辺は議会としてどうするか、議長の判断の中で行政にどういう判断を仰ぐのか、あるいは議会としてどう対応するのか、議長の判断をお願いしたいと思います。

議長（成田政彦君） それでは、このことに関して監査事務局長に対して経過を求めます。（堀口

武視君「だから何を指摘されたのか」と呼ぶ。和気 豊君「議事進行」と呼ぶ)和気議員。

19番(和気 豊君) 今の堀口議員の質問、あとの2回の質問は、議長に対してどう対応するのかという、議長の対応に対する見解を求められているわけですから、これは監査事務局から答弁させるべきものじゃなくて、議長自身が行政に対して今後どういうふうに対応していくのかという、その辺の判断をされるべきものだというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと。

議長(成田政彦君) 1時まで休憩します。

午前 11時46分 休憩

午後 2時 1分 再開

議長(成田政彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の監査報告について、堀口議員から質疑がありました件について資料提出の要求がありました。その問題については資料の提出を求めます。資料提出について監査事務局長の答弁を求めます。廣岡事務局長。

総合事務局長(廣岡 昭君) 午前中、堀口議員から指摘されました資料につきましては、整理いたしまして、市長部局、各部局に提出を依頼したいと思えます。

議長(成田政彦君) 堀口議員。

15番(堀口武視君) この監査結果報告でございますけれども、これを見させていただきますと、監査の実施日は2月の13、14と。この監査報告が3月の27日になされてるわけですね。私は、先ほどから随契の部分あるいは人権推進部の部門、あるいは清掃課の部門を指摘いたしました。

ただ、私はこういう文書が出てくること自身が、僕は市長を初めとして理事者側のトップの方々に対する大変厳しい意見だと、このように思いますし、このことがこれを受けてからどう改善されたのか、それは監査局長にもひとつお聞きをしたいと思います。監査委員さんでも結構でございます。指摘をされてどう改善されたのか。

特に、この随契の部門というのは、一般競争入札は公開されてだれでも閲覧できるわけでございますけれども、随契の部分というのはそうじゃないわけですね。特に一番不祥事の起こりやすい部

分は、僕はこの随契の部分ではないのかなと、このように思ってます。

できたら、きょうではなくて結構でございます。この随契に対する特に金額の高額なものについては、資料として、議長、提出方を理事者側をお願いをさせていただいて、一度改善の報告を今ここで聞かせていただきたい。改善されたかどうか。

議長(成田政彦君) 廣岡事務局長。

総合事務局長(廣岡 昭君) 先ほどの堀口議員の質問でございますけれども、改善措置につきましては、御指摘がありました各部署の方より4月に入りまして順次御報告をいただいております。

それと、資料につきましては、先ほど申しましたように、各部局の方に提出の依頼をしたいと思えますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔堀口武視君「議長、もうこれで終わりますので」と呼ぶ〕

議長(成田政彦君) 堀口議員。

15番(堀口武視君) 資料要求の条件だけね。だから今、局長の方から改善された旨各部局から報告があったと、こういうことでございますから、その改善された部分も入れて資料として提出していただきたい、そういうことでお願ひしときます。議長(成田政彦君) ほかにございませんか。

以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告4件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(成田政彦君) 御異議なしと認めます。よって本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第20、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて(泉南市区市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について)及び日程第21、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて(泉南市区市計画税賦課徴収条例の一部を改

正する条例の制定について)の以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。神田助役。助役(神田経治君) ただいま一括上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定及び報告第2号、専決処分の承認を求めるについて、泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

これらの報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

これらの専決理由につきましては、平成15年度税制改正に伴います地方税法等の関係法律等が平成15年3月31日に公布、一部が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、同年3月31日をもって専決処分したものであります。

それでは、まず報告第1号、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書3ページから11ページを御参照願います。

まず、法人住民税についてであります。法人格を有する政党等に対しては、収益事業を行わない場合は均等割のみ課税することとされていましたが、政党等の公益性を踏まえ非課税措置を講ずるものであります。

次に、固定資産税についてであります。固定資産税の負担調整措置は、平成12年度から平成14年度まで適用されることとなっておりましたが、この適用期間を平成15年度から平成17年度までとするものであります。また、平成12年度から平成14年度までは、地価下落率が平成9年度と比較して12%以上の場合に課税標準額を据え置くものでありますでしたが、当該年度の前3

年間の下落率と比較して15%以上となった場合に据え置きとするものであります。

次に、特別土地保有税についてであります。特別土地保有税は、平成15年度から当分の間、新規課税が停止されることとなりましたので、本市関係条例も同様の取り扱いとするものであります。

続きまして、商品先物取引に係る雑所得についてであります。商品先物取引に係る雑所得は、平成13年度から平成14年度までの期限つき分離課税で税率26%、うち市税分4%でしたが、平成15年度から適用期限を廃止し、税率を20%、うち市税分3.4%に減税するものであります。

次に、報告第2号、泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案書15ページから20ページを御参照願います。

都市計画税には、固定資産税と同様の税負担の引き下げ措置や地価下落による据え置き措置がありませんので、各市が条例で固定資産税の負担調整措置と同様の税額軽減措置をとっていたところ、今回の税制改正におきまして、地方税法上、都市計画税においても固定資産税の負担調整措置と同様の措置をとることとなったため、都市計画税賦課徴収条例において所要の改正を行うものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(成田政彦君) これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。 和気議員。

19番(和気 豊君) 今いろいろ税について政令が変わったということで専決をされているわけですが、ちょっと中身について、今、神田さんからお示しあったんですが、これ膨大な条項なんかを議案と関連してお出しただいてるわけですが、どこの部分に、例えば法人住民税であればどの部分、何条がどういうふうになったのか、固定資産税の場合には何条が、あるいは附則の部分が変わったんだと、その辺はちょっとお示しをいただかないと、せっかくいただいたこの貴重な、財政大変な折からせっかく印刷していただいて、こういう膨大な資料をいただいているわけですから、せ

っかくのことですから、どの条項、どの部分がどういうふうになったんだとこの資料でお示しをいただきたいなど、こういうふうに思うんです。

それから、ちょっと固定資産税について少しお聞きをしたいんですが、きょうちょっとテレビを昼間見ておりましたら、世田谷の方の裁判の判決、最高裁でいわゆる地方税法違反、こういう決定が出たと、こういうやつを見ました。よくよく聞いていますと、いわゆる土地の実勢単価を上回るような課税標準ですね。これを課している場合、これは法違反だと。実勢単価を上回るような評価額に基づいて税金を課してる場合、固定資産税を課してる場合は、それは法違反だ、こういう最高裁の決定が出た、こういうことなんですね。

それで、今回これ見ておりますと、何か今までは12%だったけれども、15%を超えたら据え置きとされるけれども、それ以下の場合は据え置きにならない、14%の場合は据え置きにならない、こういうことなんですね。

そうしますと、今、評価額というのは、大体実勢単価の、平成3年のときには大体20%ぐらいだったんですが、平成3年以降、大体実勢単価の70%、あの時点で3.5倍に引き上がってるんですね。だから、もう実勢単価にどんどん近づいてきてるんですよ。

ところが、實際上、実勢単価はどんどん下がると。評価額は据え置きや。こういうことになってまいりますと、何年間の間には、實際上、評価額そのものが実勢単価を上回るようになってしまふんですよ。評価額そのものを据え置きやと、評価額下げへんねんから。それにかかわって、税を払う我々が結局実勢単価より高い評価額に基づく高い税を払っているということになるわけで、それは市民にとっては大変迷惑なことなんですよ。

そういうことで、法律違反という判決も出ておりますから、その辺はそういうことになってないのかどうか。実勢単価を上回るような評価額、これに基づく税額になっていないのかどうか。この辺はひとつ明らかにしていただきたいというふうに思います。

ちなみに信達市場116の230、私の土地な

りを引き合いに出して、ひとつお示しをいただいても結構です。

議長（成田政彦君） 竹中課税課長。

財務部課税課長（竹中勇人君） 御質問にお答えいたします。

まず、改正部分の条文についてでございますが、まず説明の中にございました法人住民税につきまして、政党関係の非課税措置の部分でございますけれども、これは条例第15条に記載されております。（和気 豊君「何ページ」と呼ぶ）議案書の5ページでございます。

それから、固定資産税の負担調整措置及び据え置き措置に関する部分でございますけれども……（和気 豊君「5ページのどこよ」と呼ぶ）条文の上から4行目のところですよ。

それから、固定資産税の負担調整措置及び据え置き措置に関する部分につきましては、条例附則第6条の5から12のあたりに記載されております。ページ数は、5ページの下から5行目、この12年度から14年度までを15年度から17年度までに改めるという期間の修正の部分でございます。それから、6ページの中ほどまでに記載されております。

それから、特別土地保有税につきましては条例附則第7条の4、これは議案書6ページの中ほどちょっと下のところに記載されております。

それから、先物取引に係る雑所得関係でございますけれども、これは条例附則第11条、11条の2、11条の3に書かれております。これにつきましては、議案書7ページの下から7行目あたりから8ページにかけて記載されております。

それから、先ほどの実勢価格と課税標準額との差についてでございますけれども……（和気 豊君「評価額な」と呼ぶ）評価額についてでございますけれども、課税の評価額自体は公示価格を基準にいたしまして、公示価格の約70%を評価額とするということになっております。

その関係で、その評価額から課税標準額につきましては、またその約70%をめどとして課税することになっておりますので、先ほどの負担調整措置でございますけれども、以前の負担調整措置は上限なくずうっと上がりっ放しだったんですが、

平成9年からその上限の制限が設けられており
ます。平成9年からは評価額の80%を課税標準額
とするということになっておりまして、下落して
る途中で80%を超える場合は、80%に引き下
げる措置を講じております。平成12年の税制改
正におきまして、80%から75%にまた引き下
げられております。平成14年からは70%とい
うことになっておりますので、下落することによ
って70%を超えれば70%まで引き下げよう
な形の制度となっております。

それと、負担調整率が60%を超えて、今言
いました80%から70%の間にある分につきまし
ては、そのまま前年度据え置きという形をとらし
ていただいているんですけども、そこから下の部分
につきましては、まだ負担率が低いと、負担水準
が低いということで上昇する形をとっております。
その負担水準が低くて上昇する部分について下落
が激しい場合にはそれを据え置くというもので、
上がってるものを据え置くというものではござ
いませぬので、その辺御理解いただきたいと思
います。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 和気議員。

19番（和気 豊君） その限度額ですね。これ
を設定しているということについては、私、認識
不足でした。教えていただきまして、ありがとう
ございました。

実際の問題として、実例として何か地価公示地
の標準地なんかを例にとっていただきまして、私
の土地なんていうたらずぐ出てけえへんと思
いますから、税務の方でいつも使っている、例
えば牧野の1000番とかね、標準地あるでしょ
う。こういうところで実際どうなっているのか
ですね。

ちょっと数字言われてもなかなか取つきにく
くて理解できないんですね。實際上、例えば実
勢単価はこれぐらいで、評価額はこれぐらいで、
實際上その80%据え置きの課税標準額はこ
ないなっていると。80%限度額でとめてるの
で、実際はこうなっていると、決して実勢単
価を評価額は上回っているようなことはない
と、課税標準額は上回っているようなことは
ない。こういうところをちょっとわかりやす
いために、いつも税務

が使っておられるような標準地を例にお示し
をいただけたらと思うんですが、それは無理な
ことでしょうか。今無理であれば、また後日
資料で私に

皆さんにでも結構ですが、お教えいただけ
たら結構でございますが、どうでしょうか。

副議長（市道浩高君） 竹中課長。

財務部課税課長（竹中勇人君） ただいまの
和気議員の御質問でございますけども、あ
いにくたがい手持ち資料ございませんし、こ
れからちょっと作業をして資料をつくりたい
と思いますので、また後日報告さしていただ
きたいと思います。よろしくお願
いします。

〔和気 豊「結構です」と呼ぶ〕

副議長（市道浩高君） ほかに。 以上で
本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はあ
りませんか。 討論なしと認めます。

これより本2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本2件につきまして、い
ずれも原案のとおり承認することに決
まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認め
ます。

よって報告第1号及び報告第2号につ
きましては、いずれも原案のとおり承認
することに決しました。

次に、日程第22、報告第3号 専決
処分の承認を求めるについて（泉南
市特別土地保有税審議会条例を廃止
する条例の制定について）を議題と
いたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

副議長（市道浩高君） 理事者から提
案理由並びに内容の説明を求め
ます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程
されました報告第3号、専決
処分の承認を求めるについて、泉
南市特別土地保有税審議会条例を
廃止する条例の制定について御
説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願
います。地方自治法第179条第1
項の規定に基づき専決処分いた
しました泉南市特別土地保有税
審議会条例を廃止する条例につ
いて、同条第3項の規定により議
会

に報告し、承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、平成15年度税制改正に伴います地方税法等の関係法律等が平成15年3月31日公布、一部が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、同年3月31日をもって専決処分したものであります。

議案書25ページをお開き願います。地方税法の改正により、特別土地保有税については、平成15年度より新たな課税が停止されることとなっておりますが、従前の徴収猶予を受けた土地についても納税義務者の免除認定の際の審議会への付議要件を廃止することとなりましたので、本条例を廃止するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） 特別土地保有税がなくなることによって、それに伴って審議会の必要性がなくなって廃止ということなんでしょうけれど、保有税については、15年の3月31日までは当然法があったわけですから、それに伴って課税客体は当然存しておったというふうに思うんですが、そういう点でこの法改正によって、従来課税をし、未収になっている、未納税になっているそういう税の扱いについてはどうなるのか。それに、この法改正によって支障は来さないだろうというふうには思うんですが、その辺のことについて。

先ほど監査報告の報告書の中には、まだ2,300万ほど土地保有税が調定額で計上され、収入未済になっておるんですが、これは15年度の4月分の市税収入状況調べですけど、その辺こういう法が失効されるということ、廃止されるということで、この辺の徴収についての不都合、こういうものも生じないのかどうかですね。相手にとってはもう法はなくなっているんだからということで、市の方はやっぱりそういうことにかかわりなく、2,300万に近い税ですから、当然厳しい督促なんかもやっておられるというふうに思うんで

すが、その辺の督促状況ですね。もう劣後になって取れないんだというようなことがあるのかなのか、その辺も含めてお教えをいただきたいなというふうに思います。

副議長（市道浩高君） 竹中課税課長。

財務部課税課長（竹中勇人君） 免除等の取り扱いについての御質問だと思いますので、お答えいたします。

3月末現在で徴収猶予等あるいは免税になる分もございまして、合計いたしまして6カ所ございます。6カ所のうち3カ所につきましては、既に住宅地の開発がされておりますので、これは恒久的土地利用がなされたということで免税の扱いになります。それと、もう1カ所につきましては、宗教団体の宗教活動のための用地ということで、これも免税の扱いになります。残り2カ所については、実際に場所としては1カ所なんですけど、これについてはまだ徴収猶予のまま残っております。これは現在開発の申請中ということで、開発が終わった段階でどうなるかというのが決定されることとなります。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 私の方から、特別土地保有税の滞納の状況額2,300万円ほどあるわけなんですけど、4件ございまして、すべて差し押さえはいたしておりますが、劣後の状況にあるというのが現状でございます。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 和気議員。

19番（和気 豊君） これほど深く質問をする気持ちはなかったんですが、今お伺いしまして6カ所あるという、その中の1カ所は宗教団体の保有地だと。明らかに宗教行為をやる目的の明確な土地であれば、地方税法5条の関係で法人が有する土地ということで非課税措置なんですけど、この土地の取り扱いですね。現在使われている目的ですね。そういう宗教行為にかかわるそういう土地なのかどうか、そういうことについてもちょっとお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、劣後債権については、これ債権になるとは思いますけど、これについてはどうなんでしょう

うか。どういう手を打っておられるんでしょうか、2,300万。大体、開発業者が開発を見越して、土地の右肩上がりの値上がりを考えて取得した土地ということで、どこも昔から1,000平米を超える土地ということで大きな土地になってますから、当然課税客体も十分な納税能力を持っているということですから、ただそれが劣後の関係でなかなかうまくいかない。しかし、これを放置する手はないわけですからね、どういう手段、方途をとって納税促進をしておられるのかですね。この辺についてお示しをいただきたい。

議長（成田政彦君） 竹中課税課長。

財務部課税課長（竹中勇人君） 宗教施設の宗教活動の用に供している土地と申しますのは、大阪府の方でも土地を買収、購入された段階で不動産取得税が課税されます。大阪府の方も不動産取得税を宗教活動用地ということで宗教団体に対して免除という形をされておりますので、うちの方も同じように、市といたしましても免除という措置をとらざるを得ないというふうに考えております。以上です。

議長（成田政彦君） 南財務部次長。

財務部次長兼納税課長（南 省市君） 和気議員の御質問の中で特別土地保有税の滞納の分の劣後ではありますけれども、全4件に対して差し押さえ等の処分をかけておりますが、この4件に対しましては、すべて市外業者でございまして、そのうち2件は当市内での物件はもう既にございません。ですが、その本拠地その他の物件に対して全部差し押さえ等の処分をかけております。

以上です。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 結局、今のお話を聞きますと、市外業者、市内業者にかかわりなく、ちゃんとした手を打てば取れるわけですけど、結局差し押さえしているけれども劣後だということで、競売なんかで換金する場合にはなかなか実際納税されてこないと。明らかに最終的には不納欠損処理をやらないかんとということになってくると思うんですが、不納欠損の期間ですね。頑張っただろうというふうにするんですが、大体時効等の

関係で不納欠損、この2,300万いつごろになるんでしょうか、不納欠損処理せざるを得なくなるのは。

議長（成田政彦君） 南財務部次長。

財務部次長兼納税課長（南 省市君） 不納欠損の時期でございますが、1件に対しましては15年度になると思います。ほかの3件に対しましては、まだ競売等事案にかかっておる分もございまずので、その結果になろうかと思えます。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにございせんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって報告第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第23、報告第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました報告第4号、専決処分の承認を求めるについて、平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

議案書の27ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、平成14年度の実施事業に充当される起債が融通決定されましたこと

に伴いまして、起債の限度額に変更が生じたなどの理由により補正措置を専決処分したものであります。

29ページをお開き願います。補正の内容であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,584万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ211億5,273万1,000円としたものであります。

歳出について簡単に御説明を申し上げます。お手数ですが、38ページをお開き願います。

都市計画総務費の積立金3,584万8,000円につきましては、財団法人泉州都市環境創造センター寄附金及び基金利子を緑化基金に積み立てるため補正したものであります。

また、実施事業に充当される起債が融通決定されたことに伴う地方債の変更につきましては、33ページに記載のとおりであります。

また、歳入の明細につきましても35ページから36ページにかけて記載のとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありますか。和気議員。

19番（和気 豊君） 起債が融通決定されたということで、いわゆる基金の取り崩しで当て込んでおった財源をこの市債に回したと、起債に回したということなんでしょうけれど、14年度の処理ですが、14年度の決算にかかわっている数字が言われてるんですが、實際上どれだけの最終処理の中で財源が不足し、その不足を補うために繰り上げ充用以外にどういう方法をとられたのか。当然、基金を取り崩すということになっているわけですが、どの基金をどれくらい取り崩されたのかですね。本来的には財源不足はこういうことやった。ところが、いわゆる基金を取り崩してこれだけと。そして、翌年度への繰り上げでこれだけ、結局は実質上これだけの赤字があったと。この辺をひとつ最終補正のような形ですから明らかにしてほしいなど、こういうふうに思います。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 今回の補正にかかわり

ます財源不足ということなんですが、繰り上げ充用として7億8,500万ほど累積の赤字ということで出ております。単年度で4億7,800万、公共施設整備基金の取り崩しといたしまして3億4,900万円、公債費管理基金の取り崩しといたしまして5億2,000万円、単年度分と合わせますと13億4,700万円、その財源が不足というふうに合計ではなっております。

以上です。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） ちょっと数字がようわからへんのですが、公共施設整備基金からの取り崩し約3億5,000万と。それから、公債費管理基金で5億幾らですか。そこで言ってください。

財務部長（大前輝俊君） 5億2,000万。

19番（和気 豊君） 5億2,000万ね。そうしますと8億7,000万ほどになるわけですが、それに7億8,500万の累積赤字ということで、両方足しますと16億6,000万円ぐらいになるんですが、16億超えるんですが、13億4,000万というのはどういうことなんでしょうか。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） ちょっと説明が不足しておりました。単年度の赤字が4億7,800万ということです。公共施設整備基金と公債費管理基金で合計8億6,900万取り崩しております。単年と合わせますと13億4,700万ということになります。

それと、10年度から13年度の累積の赤字ということで3億600万円、それを合計いたしますと16億5,400万円というふうな数字、それが実質の赤、そういうことでございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） いやいや私もそういうふうに私の手持ちの資料ではどうしてもなるんですが、本会議なんかの過日の一般質問のやりとりなんかを聞いてますと、13億4,000万何がしかという数字がひとり歩きしてるように思うんですが、そのときには累積ではやっぱり16億になるんだと、実質の赤は16億6,000万なんだと、こういうふうな御説明をいただかないとですね。

それで、確かに三千四、五百万基金の方へ算入

されるということになったわけですが、借金がふえてね。それで結局、あと基金の問題なんです、田尻なんかでは小さな町ですが、100億を超えるような基金を保有しておりますね。泉南市は、もうほんまに両方足しても15年度の取り崩せる基金が数字の上だけで13億ぐらいしかないわけですが、13億に足りないんですが、このうち例えば職員会館の建設に充てるような財源なんかも、従来は資料としていただくときには、これは取り崩せない財源なんだと、いわゆる使途目的が明確になっている基金でこれは取り崩せないんだと、こういうやつが幾つかあったように思うんですよ。

この平成14年で9億5,000万ほど残っている公共施設整備基金、それから3億5,000万ほど残ってます公債費管理基金、これはどの程度財源不足に寄与できる財源なのか、このうちね。両方合わせて13億ほどになりますが、これはどの程度財源補正に付与できるんですか。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 基金なんです、公共施設整備基金で今回2号補正、15年度お願いしてるわけなんです、それを積み上げたという、現在で公共施設整備基金については4億8,000万。公債費管理基金については、今回15年度の予算編成で非常に予算編成するのに困難をきわめましたので、それについては3億5,000万取り崩しております、公債費管理基金については550万程度残っているというような状況です。

そして、公共施設整備基金へ目的が決まった積み上げということなんです、新たに開発された住宅地の集会所、それを移管するについて寄附金として上がってきた分、公共施設整備基金に積み立てておりました。しかし、使途については現在どれがどれやというのはちょっと区別はできないんですが、集会所がいずれまた老朽化してきたら、また経費も要ってまいりますので、それについては市内の公共施設すべて、全体の施設の維持管理ということで今残ってる基金を取り崩すのか、あるいは経常的な経費として取り崩していくのか、そのような方法で対応してまいりたいと思っております。（和気 豊君「職員会館」と呼ぶ）

それで、職員会館分なんです、それについて

今明確な区分けはしておりません。今のような財政状況です、これについて留保していくということは不可能な状態でございますので、今後健全化を見直す中で体力的に積み上げるような時期になれば、また積み上げていかねばならないと考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） いわゆる公債費管理基金については、もう15年度で取り崩すからゼロと。それから、公共施設整備基金についても4億8,000万取り崩しますから、14年度末で9億5,000万近い額があったのが、あと残りますから4億7,000万と。そのうち、僕は職員会館なんていうのは、これは厚生施設として職員の皆さんに対する約束事だと思うんですよ。これはやっぱり取り崩せない。

それから、開発者協力寄附金を積み立てて集会所建設に充てるということで1億3,000万ほど積み上げとったんですが、これもこの中に入っている。これは使途目的が僕ははっきりしてると思うんですよ。両方合わせたら、ほとんどこれ4億8,000万使えない財源ではないかというふうに思うんです。

この3月31日まではまだ開発者協力寄附金をいただくということになっておったんですが、これも財源富裕な市に倣ってもう取らないと。非常に善政を開発業者の皆さんにしかれたわけですが、そういう点で一体これ財源不足をこれから補っていくのに、14年はこうやって8億6,000万ほど取り崩せたと。それから、15年もこれは8億2,000万ほど取り崩せたと。ただし、もう取り崩す財源が底をついている。

これも私は先ほどもちょっと言いたかったんですが、もう3回で遠慮しましたけれど、財政健全化計画ですね。これね、実際数字の上では管理基金やから別途積み立てとるから見えないんですけど、実際上ことしのように、14年度決算のように大変な歳入不足や歳出がどっと出ると。累積で16億も出るということになった場合に、一体どないなるんだろう。どこから財源持ってくるんだろう。まさに財政健全化計画は破綻している。

破綻しても補う財源ない、底をついて。まさに財政健全化計画は、こういう面からも私は破綻しているというふうには言わざるを得ないというふうにいるんです。

それに加えて、まだ大型の公共事業を65億もかけてやる。一体、泉南市の財政をどう考えてるのかな、こういうふうには言わざるを得ないと、私はそう思うんですが、その辺底をついた基金を繰り入れてどうやって財源不足を将来補っていくのか。これがだめだったら他にどういう方途をおとりになるのか。大阪府の特段の御配慮をお願いしていくのかということになるわけですが、いやいやそれはちょっと私が先取りしましただけで、どうということになるんでしょうか、財政部局として明らかにしていただきたい。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 今後の財政運営ということなんですが、一応公共施設整備基金については4億8,000万円今あるんで、それについては今後収支計画を立てていく中で、事業計画については4億8,000万円を一般財源の起債とか補助金とか……（和気 豊君「使われへんやん、これは」と呼ぶ）違いますよ。よう聞いてください。一般財源として扱うということなんですが、起債とか補助金とか、それに埋め合わせする一般財源も、今回健全計画を立てていく中で4億8,000万円を一般財源とした形で使ってまいりたい、そのように考えてます。

そして、一応健全化計画という目標はありますので、我々は16年の黒字化、18年の経常収支の93.2という目標がありますので、今のままの状態では当然難しいので、今後14年の決算が固まって、その後、今のような取り組み状況ではできませんので、どのような状況で取り組むのか、その項目を取捨選択いたしまして、それで健全化に向かって取り組んでいきたいなど考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案どおり承認することに決まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（成田政彦君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第24、報告第5号 専決処分の承認を求めるについて（平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました報告第5号、専決処分の承認を求めるについて、平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書43ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成15年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）について、同条第3項の規定により議会の報告し、承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、平成14年度一般会計の出納を閉鎖するに当たり、7億8,498万8,000円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて充当の上、決算を行うことから、平成15年度予算において不足額の予算措置が必要なため専決処分したものであります。

議案書45ページをお開き願います。補正の内容ですが、歳入歳出の総額にそれぞれ7億8,498万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ209億6,623万1,000

0円とするものであります。歳入歳出の明細につきましては、49ページから50ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単であります、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 和気議員。

19番（和気 豊君） 大変な決算、7億8,500万何がしかを繰り上げ充用しなければいけない。ちょっと52ページの歳出のところを見ますと、繰り上げ充用に7億8,498万8,000円、これだけを充用すると。

そして、借金返し、公債費は31億5,700万。これで大方39億を超えるわけですが、これに隠れた借金返しがあるわけですね。土木費の中にいわゆる下水道会計の繰出金、これ幾らになりますかね、今年度は。それは結局、額の上では実際使えない。全部借金返しになるわけですから、本当にそれを入れますと、結局使えるお金というのは12億ぐらいだというふうに私記憶してるんですが、51億を超える額が、総額209億6,600万のうち160億ぐらいの実際は執行予算原資、こういうことになってくるといふふうに思うんですね。大変な予算だといふふうに思うんですね。

ところが、財政健全化計画でうまくやっていくんや、やっていくんや言うて、二言目には神田助役が言われるんですが、ほんとにこんな事態をどういふふうにお考えになっているのか。

ちなみにちょっと公共土木事業ですね。下水道会計に繰り出すお金、これ幾らになっているのか。それも含めて今後の見通しのようなもの。ほんとにこれでは私、事業らしい事業ができていかんんじゃないかと。160億ぐらいの予算で一体ほんとに、予算は額面では210億ぐらい出てるんですが、実際に使えるお金はそれぐらいの微々たるもの、こういうことですから、ほんとにこの財政基調をどういふふうにご考慮おられるのか、これをどういふふうにご転さしていくのか。

私は、やっぱり大幅にむだな不要不急の公共事業を削っていくと。大阪府の肩がわりなんかできるような状態ではない、まさにそういうふうに思

うんですが、その辺については、ひとつお示しをいただきたい。今後の展望、この繰り上げ充用をしなければならない、こういう補正予算を踏まえてどういふふうにご考慮おられるのか、明らかにしていただきたい。

議長（成田政彦君） 大前財務部長。

財務部長（大前輝俊君） 1点目の御質問の下水道の繰出金でございますが、平成14年度で13億9,500万円……（和気 豊君「14億やな、大方な」と呼ぶ）14年度で13億9,500万となっております。

今後の事業に充てる財源ということで、さきの議案の専決の中でも答弁さしてもらったんですが、実際事業というのは、国費とか特定財源とか一般財源とか充ててくるわけなんです、その中の一般財源として公共施設整備基金の残った分を充てていくということでございます。

以上です。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） さっきは時間切れ3回で質問できませんでしたが、もとへ戻りまして、4億8,000万ね。これ基金はあるけれど、ほとんど残っているのは目的がはっきりした基金でしょうというて私は先ほど言ったんですよ。うなずかれたじゃないですか。

職員会館の、職員の皆さんに約束をした会館の建設に使う基金と、それからいわゆるミニ開発なんかで、欲しいけれどもなかなか集会所ができない。コミュニティセンターが欲しいけれども、なかなか意思疎通を図るような、地域でコミュニティセンターがないと、新興住宅ではね。

そういうミニ開発地域に、これは将来人口増なんかを見越して、土地さえあれば上物はこのお金を充てるということで1億3,000万ほど開発者協力寄附金をため込んできた。これも市民に対する約束を果たさなアカンお金でしょう。公約財源ですよ、これ。

こんなものを一般会計に充当して財源に使用すると。こんなむちゃくちゃなやり方、財政手法ありますかいな。ローリングやるやる言うてる中身はこれですか。こんなことで、ほんとにやらなければならないことを、職員や市民に約束したこと

を、どんどんふらち千万な、ほんまにやらずに取崩していくと。こんな財政再建計画やったら了承できませんよ、将来の方向ということ言われたんやから。ローリングの中身これですか。明らかにしてください。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） まず、公共施設整備基金につきましては、一定そういう住宅に新規住宅開発なんかに伴う開発者負担金ということで、あるいは集会所、あるいは周辺公園の整備、あるいは道路整備と、そういう形で当然我々が事業計画をしておりますそれにふさわしい事業に一般財源として充当させていただくという考え方でございます。

それから、職員会館につきまして、今の時期なかなかそれを一気に建てるということは難しいということで、先ほど財務部長申しましたように、今はそういった時期ではないということで、将来的にはまた財政が健全化していった段階で改めて考えたいというふうに考えております。

それから、和気議員のお話の公共事業を削っていけば財政健全化ができるというお考えでございますけども、それについてはやはり現在の泉南市の財政状況の根本的な原因といえますと、やっぱり經常収支比率、これが100を超えてるという状況かと思えます。もちろん建設事業をすれば、後年度公債費という形で財政硬直を一定招くということについても理解をしておりますけれども、それよりもまず何よりも經常経費をどうやって削っていくのかと。これをしないと、今、泉南市が置かれてる状況の中で、16年度の赤字解消あるいは18年度の經常収支比率の引き下げということとはできないというふうに考えてございます。

したがって、公共事業につきましては、健全化計画の中で相当絞っております。15年度の当初計画でも総事業費として16億程度と。今回信達樽井線のございますけども、それ除きますとこの16億の範囲の中に入るということでございますので、我々とすれば、もちろん不必要な事業をやっているつもりはございませんけれども、一定やはり事業についても当然精査はしていかないとはいけな。しかしながら、一番の根本は經常収支の引き下げ、經常経費をどういうふうにし

て削っていくのかということでございます。

その中で、きのうも御質問にお答えさせていただきましたが、やはり国基準に合わないもの、そういったものを再度見直していく、あるいはより一層アウトソーシングというようなことを具体的に考えていくということでございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 經常経費、人件費、物件費、それから扶助費、公債費、一番問題なのは公債費じゃないですか。扶助費なんていうのは、弱い人たちに対する福祉関係の予算、こういうことで、これはいたずらに削ることはできない。人件費ももう既に市役所職員に大変な我慢を強いていると。一番問題なのは、大きな公共事業をやって、それで積み重ねた借金の返済になる公債費ですよ。經常経費の中一番削るのはこの公債費ですよ。はっきりしてるじゃないですか。

ところが、實際上、削った、削ったと言うてるけれども、むしろ先送りして、ほんとにやらなければならぬ公共事業、老朽校舎の建設、東南海地震なんかは今言われてる中で、ほんとに児童の安全を守るためにもこれこそやらなければいけない。そういうものをさておいて、やってるのは大きな道路づくりじゃないですか。それで、これによって公債費をどんどんふやしていくと。

こんな間違った施策で、經常経費を削る削る、一体どないして削るんですか。また、職員にしわ寄せするんですか。扶助費を削って、福祉や教育を切り捨てるんですか。こんな間違った施策をやるから、市民の皆さんの消費購買力が落ち込んで、法人市民税なんか対前年度比で88%もマイナスになるような、そんな状況になるんじゃないか。悪循環をどんどん繰り返してる。

市民の皆さんの生活基盤をしっかりする。福祉を安定な状態に置く。このことによって消費購買力がふえ、それが影響して地域の経済の活性化にもつながっていく。これは自明のことじゃないですか。そういうことをやらんと、經常経費を削る、削ると言いながら、大型公共事業を実際はどんどん進めてる。農業公園しかり、65億の道路しかりです。こんなん言うてることとやってること全

然違う。

もうちょっとこの財政をしっかり見据えて、7億8,000万も赤字が出て繰り上げ充用しなければならぬ、この大変な状況。51億も結局施策費に回せない、借金返しに回していく、赤字補てんに回していかざるを得ないという、こういう財政事情をもっと厳正に見つめた予算の組み方、そしてどういうローリングが出てくるか楽しみですけど、ローリングの基本はそこに据えて私はやるべきだというふうに思うんですよ。どうですか。議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 和気議員と私、ちょっと考え方が違うかなと思っております。

やはり公債費につきましては、泉南市もこの間相当事業については抑制基調になってきておりますので、現在がピークになってきて、今後公債費については一定落ちてくるということでございます。

したがって、やはり15年度の予算編成におきましても、人件費につきましては、退職金の部分でございますけども、職員給与ベースについては相当落ちてきた。しかしながら、やはりこの不況でございますので、生活保護等扶助費、これがその分ふえてきておって、結果として義務的経費がほとんど落ちないという状況がございます。

もちろん我々のいわゆる事務経費について、さらに精査を行って切っていくということもやらなければなりませんし、一方で、やはり泉南市域で雇用の場を確保して、そういう生活保護とか扶助費、そういったものに頼らなくても自立ができる、そういう職場をつくっていくということも、一方で大事ではないかなというふうに思っております。

したがって、泉南市としましては、経常経費について一層見直しを行いまして、健全化計画のフレームでございます16年度の赤字解消と18年度の経常収支比の93.2%への引き下げ、これに努力をしまいたいというふうに考えてございます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

大森議員。

4番（大森和夫君） 和気さんと今の神田さんの議論の中であつたんですけども、公共事業の件で

意見がいろいろ分かれてたみたいですけども、そうはおっしゃっても、神田さんが言うてたのは、投資的経費は16億円以内におさめると。これがでけへんかったらもう財政破綻すんねやということで、この財政健全化計画をつくってきたわけすわ。これが全く守られてないんですよ。今年度も21億でしょう。信濃線除いては16億円はつけてるけども、信濃線の分入れて21億でしょう。全くみずから決めた計画さえ守れてないんですよ。

それで、もう神田さん何ほ言うたって、昨年の決算の状況見てくださいよ。昨年は、単年度で200万円の黒字にするとやったんですよ。それが全くできてない。4億8,000万、実質的にはきょうも明らかになりますけど、16億円の赤字つくってるんですよ。あなたの言うことに全く説得力もないし、雇用をつくる、そんなこと言うてるけども、閑空の結果見たらわかるとおりでしょう。閑空ができたらどれだけ雇用ができるということで投資的経費ふやしてきたんですか。そういうところでインフラに使ってきたから財政難起こったんでしょう。そういう反省が全くないように思うんですけども、その点どうですか。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 今回、補正予算で審議をお願いしております信達樽井線につきましては、これはやはり健全化計画を策定するときに、これだけどういんですかね、前倒しで行うということはそのときは想定しておりませんでしたので、計画、事業費の中には入れておらなかったと。

しかしながら、我々これも何回も御答弁させていただいたかと思っておりますけども、やっぱり健全化計画をきちっとやっていくためには、大阪府に対してこの健全化計画のフレームが壊れないようにということで支援をお願いをしたわけでございますから、そういう意味では、まずこの部分については全額一般財源が要らないということで、将来当然元利償還金が必要なわけでございますけれども、これについても基本的にイオン出店に伴う、あるいはりんくうタウンの活性化に伴う税収で30年という非常に長期にわたりますけれども、一定償還していける見込みがあるということでございますので、それによる、その信達樽井線の波及

効果、そういったものを考えれば、今これを健全化計画の事業費の中には当初入れておりませんでしたけれども、今この段階で整備をするということの方がトータルとして考えて泉南市にとってメリットがあるというふうに考えましたので、いわゆる健全化計画のフレームには破綻を生じないような財源措置をした上で御提案を申し上げてるといってでございます。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 前倒しとおっしゃってますけどね、この財政再建計画の中でもこういう前倒しとか予定外の公共事業がある場合がありますよね。災害が起こった場合とか、学校施設がつぶれた場合とか、そういう場合どうしますかということで、これも何度も議論になってるんですよ。

そのときに神田さんや市長がおっしゃってるのは、そういうことが起こってもやっぱり16億円やと。これ守らへんかったらあかんねやと。例えばそれ以外でこういう形で信濃線みたいな形で5億円の緊急な予定以外の支出が出れば、ほかで5億円削ってとにかく16億円という枠は守っていかねあかんというのが議論なんです。そういうことを全く無視して、結局もう神田さんや市長の言うことは守られないということだけが明らかになった結果だと思いますよ。

それと、30年間の償還と言いますが、これは活性化してお金入ってくると言うてるけども、あなた方がつくってる資料というのは、例えばイオンから1億1,000万から3,000万とおっしゃるけども、実際にあなた方がつくったその税收計画の中身で言うと、倉敷に実際聞いてみると、減価償却なんかあって4年たてば7割に減るわけですよ。二、三割分少なくしか税收効果ないんですよ。

そういうことも全く無視して、30年間1億1,000万から1億3,000万入るといって、この計画すら無理なんです。そういう計画を押しつけてきて、30年後には返せませんなんてことは全く言えないし、そういううその上にうそを重ねたような計画が今までの泉南市の財政破綻を導いた原因と違いますか。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 現時点でイオンモール出店に伴う税收の見積もりというのは、ある程度限界があることは確かでございます。

ただ、我々としては、現在与えられた範囲の中でできるだけ詳細にということで試算をしているものでございまして、もちろん年度によって若干のそごはあろうかと思えますけれども、30年という一定長期にわたって、ほぼ平均的にはこれぐらいの税收が入るのではないかというふうに試算したものでございますので、大森議員おっしゃるように、決してこれは架空の数字ではございませんし、また先ごろ伊丹のダイヤモンドシティへ行きましても、泉南市よりも規模は小そうございませぬけども、ネットで大体2億5,000万程度の税收が入るといようなお話も聞いておりますので、我々としたら、現時点ではこの数字が最も確信を持って議会にお示しをできる数字であるというふうに考えてございます。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 30年間のことを話ししてるのに、伊丹のことを持ち出して、全然関係ありませんやんか。この30年間1億何ぼ入ってくるということは、あなた方倉敷にも確認してないでしょう。30年間同じ税收が入ってくるというのは、イオンが改築するから、ただそれだけの理由でしょう。そんな理由にならないんですよ。改築してもこれは泉佐野が言うてたんですよ。改築しても今の建設物価というのは下がってるから、逆に改築すれば税金は減るぐらいなんです。だから、泉佐野はもう今で7割弱の税收しかジャスコから入ってこないんですよ。改築すれば反対に今の状況では入らないんですよ。

こんなこと倉敷に聞けば、税務課に聞けばすぐわかることですよ。伊丹に聞けば、だれだってそんな30年間同じ金額で入れへんというのはわかることですよ。ごまかしてすやんか、完全な。倉敷に行って税務課に行って確認でもしてきたんですよ。お答えください。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 今、大森議員から、固定資産税の中の家屋についての課税についての考え方の一端お示しになられたということでございます

けども、この家屋の評価につきましては、いわゆる再評価、家屋の現時点で建てたときの建築評価をするということになってございます。

したがって、現在のところはデフレ傾向続いておりますから、一定その評価については落ちているというのは事実でございますけれども、一方で物価が上昇いたしますと、あるいは建築物価が上昇しますと、その評価は上がるということもございます。

したがって、我々としては、30年という一定スパンの中で、当初類似の施設の評価額を一定参考にさせていただき、ある程度の安全率を見て、それで30年間の税収をはじかせていただいたということでございますので、一定その中には、今おっしゃっておられる評価の下落というものも見させていただいてるということでございます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

北出議員。

12番（北出寧啓君） 何点が質問させていただきます。

私は、イオン問題あるいは信樽線問題、この財政問題は一応横に置いて、今の再建策の枠組みで財政をどのように運営していくのかという観点から御質問させていただきたいと思います。

今回13.6億円の赤字が出ておりますし、それで積立金が8.7億円がなくなったわけですね。とりわけ減債基金がほとんどなくなってしまっているということで、今回は一応帳簿上の累積赤字は7.9億円ということとまったわけです。

我々としても再建計画の枠組みからいって承認しがたいということは、議会としては大多数の考えだと思います。ただ、どうにか赤字の中でも破綻せずに今のところは、今年度は来たと。来年度、再来年度をどのように考えているのかということで、減債基金はないわけですから、あと公共施設整備基金4.8億円、これがどのように補てんで使われるのか、何らかの形で数回いろんな形でやった上で補てんとしてどう使えるのか。あるいは農業公園等そういう公共事業の継続事業に使われるのか。その辺をどういうふうに運用しながら、再建計画の来年、再来年を考えているのか。

きのうの一般質問では、再建計画は破綻していないということで、つまり5年後の目標は完遂できるというふうに我々は理解させていただきました。5年先は言いませんが、要するに来年、再来年ということですね。

端的に言いますと、標準財政規模、泉南市は120億円余りですから、再建団体に転落するのはその20%、24億円ですよ、一般会計の赤字がですね。現行が7.9億円でございますから、これは減債基金等使うことによる補てんでまだこの程度にとどまっておりますけど、来年、再来年はなかなかそういうわけにはいかない。その辺をどのように考えていらっしゃるのか、その計画枠組みをお答えいただきたいと思います。

それから、ローリングということをおっしゃられてまして、そのローリングのことなんですけども、1つの問題点として、これ以上消灯するとか、冷暖房時間を削減するとか、もう限界に来てると思っていますので、どうするのかということで、民営化の問題も言わしていただいて、その辺をどう考えていらっしゃるのか。

それと、ローリングというのはどうしても管理職からの指示系統でありまして、ずっと一貫して申し上げてる職員文化の問題、変革の問題、そこから職員自身の事務量評価等、その辺から全体の改革の枠組みが全体として動いていかなければいけない。

だから、駐車場の問題も含めて、職員文化の変革以前の問題で滞っているのではないかと。どうするんだというふうに言わしていただいたつもりなんですけれども、そのローリングのあり方も少し説明していただきたいと思います。

それで、あともう1つ大きな問題は、再建団体に仮に転落する前後で、今、要するに地方交付税交付金が一般の部分が税収縮減の中で補てんはされていきますよね、約75%ですか。でも、これが不納欠損等、泉南市の徴税体質が極めて今82%ですか、こういうことであれば当該自治体の欠陥であるということで、地方交付税交付金も単純にはおりてこない。その75%あるいはそういう形の通常の評価が下されない。大阪府の平均は92%ぐらいですよ。間違ったら訂正していた

だきたいんですけども、はるかに下回っているという状況の中で、交付税措置もなかなかまならないという状況が発生してくると思います。

その辺の問題もどう考えていらっしゃるのか。その点について、特に今年度不納欠損は今額はどれぐらいなのか。というか、どんな取り扱いをしているのか。

だから、当面の税収は部分的に返済してくれたらいいと。でも5年後のその不納欠損部分はもう目をつむるというふうなことであれば、これはどうしようもないわけでございますから、その辺の徴税のあり方について改めてどのような形で行われているのか、あるいは今後どんな作戦があるのか。ここの不納欠損部分をかなりうまく処理していかなければ、交付税措置にも非常に影響してくると思いますので、その点の問題も御説明いただきたい。御答弁お願いいたします。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） まず、1点目でございますが、公共施設整備基金が現在の段階で5億弱ということでございます。これにつきましては、現在我々財務当局と議論しているのは、この4億9,000万弱の基金で基本的にこの健全化計画に掲げられてる建設事業費ですね、これの一般財源に充てると。これが1つの枠というふうに考えてございます。

もちろん起債とか、そういった部分というのは発行すると後年度出てきますけども、基本的にはその枠の中でまず事業を考えないと、いわゆる通常の一般財源で賄わなければならないということになります。これは現在経常収支比率が100を超えておりますから、その部分はなかなかしんどい。

次に、先ほど来申しておりますように、やはり経常収支を何とか もちろん18年度の93.2というところへいかないといけなわけですけども、まずやっぱり100%を切る、そういう努力を緊急にしないといけなだろうというふうに思っております。（北出寧啓君「努力して104ですよ、ことし」と呼ぶ）ええ。

それで北出議員お申し越しの民営化の部分でございますが、もちろんこれは現在も関係部局ある

いは関係機関とやっておるわけでございますが、やはり一定の調整期間が要ります。したがって、そういったものをできるだけ早急に詰めて、18年度までの健全化計画の中に反映ができるようにしたいというふうに考えてございます。

それから、職員文化の問題でございますけれども、これにつきましては、現在行政評価についての基本指針を先ごろ取りまとめたところでございます。これについては、まずやはり管理職がきちっとこの行政評価ということについて理解をしないといけないということで、7月からそういうのを市長も出ていただいた中で十分に行政評価の意義というものを周知徹底をしたい。また、係長級以上の職員についても、基本的には全員1回はその研修を受けるようにということで指示をしてるところでございます。

また、現在当初予算でパソコンについて1人1台ということで配付をする計画にしております。この中で、やはり今までの仕事のやり方を大きく変えるきっかけになるというふうに考えてございまして、いわゆる組織としてITを活用したフラットなそういう組織文化に変えてまいりたいというふうに思っております。現在そのITの活用と行政評価のいわゆる事務事業評価の部分とリンクするような、そういう庁内調査なり、あるいはそういう検討をしているところでございます。

それから、もう1点、不納欠損と交付税の関係でございますけども、交付税のいわゆる基準財政収入額といえますのは、ものにもよるんですけども、徴収率が98%を想定して算入をされてございます。現在、泉南市の場合は、現年の徴収率が94%ちょっと上の部分でございますが、これにつきましては、後年度滞納繰り越しの分も幾らかは翌年度以降入ってくるわけでございますから、その最終形が不納欠損を落とさない部分で98%というのが交付税上想定しているところでございますので、北出議員御心配のそんなに大きな乖離は、泉南市の場合でもないものと考えてございませぬ。

泉南市の場合は、やはり過去に非常に大きな滞納がございまして、先ほども財務部長申しましたように、やはり私債権に劣後してる部分が非常に

多くて、これが差し押さえ等時効中断をしている関係でずうっと残っているといいますが、そういう部分も含めて計算をして、非常に徴収率全体では悪いわけでございますけども、現年分につきましては、最近は少しずつ歯どめもかかってきております。14年度若干またちょっと落ちましたが、歯どめがかかってきておりますので、その部分について交付税の基準財政収入額と実際の徴収額との乖離については、それほど大きな要素ではないというふうに考えてございます。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） ちょっとローリングの対象を明確に 私ちょっと言わせてもらったんですが、全体の枠組みがまだちょっと今説明されていないというふうに考えております。その辺の説明を補足してください。

それと、不納欠損等はそういう形で交付税措置には影響しないということであったとしても、今の財政構造からいうと、ちょっとお答えにならなかったんで再度御質問いたしますけれども、来年、再来年の状況ですよね。だから、いわゆる公共が4.8億円、それは公共事業で農業公園等でやっていくんだと思うんですね、そういう形の。だから、それがちょっと不明瞭だったんで、改めて説明していただきたいんですけども。

だから、減債基金がなくなって、公共4.8億円で来年、再来年を補てんをどうするのかと。補てんというのは、税收減がことし5億円、恐らく来年も想定額とは違って90億円程度に落ち込むのではないかというふうに私は判断しております。その仮定に従った場合に、交付税措置等あるとはいえ、実際どうなるのか。

そうすると、今回は13.6億円の赤字が減債基金等で補てんしていったって可能になったわけですけども、もうできないでしょうと。そうすると、どうするんですかということなんですよ。だから、そのためには、扶助費は当然和気議員おっしゃられたように、これは恐らく削減はかなり難しいと思いますよね、今の経済状況から。

だから、問題は公債費も、これは多少減少傾向には出てきてると思うんですよ。だから、これはもうこのままだと思うんですね。そうすると、人

件費になるわけですよ。その辺の枠組みを来年、再来年どうするんですかと。

私は、合併も、あるいは信濃線も含めて、大阪府の大きな枠組みで動いているということは、これ間違いないことですよ。そうすると、最終的には大阪府のやっぱり17年と、特段の配慮で、そういう形になっていくのか、そういうお考えなのか。なってはいけないと思うんですよ。再建計画に従っておっしゃった93.何とか、現在104になりますよね。努力した結果が104ですよ。ことし幾らでした、目標値。90幾らでした、ことしの目標値は。

あなた方は1年目ですよ。死に物狂いで努力されたと思うんですね。それが104となると、来年、再来年は一体いかに我々は判断さしていただけたらいいのか。その具体的なことをもう少し細かく我々が理解できるように、来年、再来年の枠組みを説明していただきたい。

その結果のこの特段の配慮は、それはそのときに考えたらいいと思いますが、あくまで財政再建のフレームの枠組みでどうするのかということをもう少し具体的、明示的に指摘していただかなければ我々としては納得がいかない。再度御説明をお願いいたします。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） まず、ローリングの枠組みと申しますと、現在どういうことをやっているかと申しますと、主に財務部あるいは総務部、行革中心に泉南市として近隣市町あるいは国基準よりも超えた施策をやっているものがないのか、あるいは職員給についてもそういったものがあるのかなのか。また、費用対効果を見てなかなか効果が上がってないような施策はないのかというようなことをいろいろ検討してる途上でございます。

そういうことをやりながら、議会にはその中身をお示しをしたいと思うんですけども、今の段階で具体的にどういったものというのは、これは非常にまだ検討途上のものがほとんどでございますので、ちょっとそこについては御容赦をいただきたいと思っております。

ただ、16年度、17年度の予算編成どうするんだということでございますけれども、これにつ

いては、先ほど来申しておりますように、1つは基金にもう頼れないということははっきりしてる。したがって、基金に頼るとすれば、それは投資的経費の一般財源ベースに充てるんだと。

それと、いわゆる新たな施策、そうはいつでも出てきますから、これについては基本的に各部局でそれにかわる財源を出していただく。スクラップ・アンド・ビルトをする。一方でいわゆるアウトソーシングをすれば効果が上がるものについては、極力前倒しでやっていく。もちろん、これについては関係団体あるいは関係機関等の調整がございますから、一定の期間というんですかね、そういう調整の期間が要りますから、そういったものを、しかしながら目標年次を決めて、基本的にはこの年度にはそういったことをしましよと、そのための工程表をつくってやっていくと。そういう中で、経常収支比率を極力93.2に近づけていくようにしたい。

ただ、北出議員おっしゃってありましたように、確かに健全化計画での平成14年度の経常収支比率99.0ということで、相当乖離があるのは確かでございます。この要因は、1つは大幅な税込減というのがやっぱり分母の部分で影響してる。

それと、もう1個は、泉南市の場合は、早期勸奨退職制度というのをつくってありません。したがって、いわゆる早期前退職をされた退職金というのが、現実的な話になりますけども、経常経費に充当されると。しかしながらも、これについては3年ぐらいたてば、その分の職員給については大幅に減るといふ要素もございますので、ですから前倒しで若干経常収支については悪くなってるけれども、将来的にはその分当然引き下がるというふうに考えてございます。

したがって、我々といましては、あくまでも健全計画の途中いろいろ紆余曲折あると思うんですけども、経常収支比率の改善と16年度の赤字解消と、これについて現在達成すべくローリングの作業に入ってるということで御理解いただきたいと思っております。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） 財政再建案が出たときは、やっぱり机上の枠組みだというふうに言わしてい

ただきましたけども、だから漸減ということであっていったわけですよ、5年計画ですよ。1年目でボーンと上がったわけですよ。だから、99が最終93ぐらいに下がる漸減最終措置が1年目で104まで上がったわけですよ。これ一気に降下していかざるを得んでしょ、残り4年間でですよ。それができるのか。

要するに、退職金措置は泉大津市も早々と退職が多くて、今はちょっと財政再建、安定した方向へ出てきてるといふことはあります。確かにおっしゃることは、それはよくわかりますけれども、でもどう考えても我々の今の状況から見て、財政再建計画は神田助役がおっしゃるように完遂できるというふうにはどうも考えにくい。

ただ、今検討中ですよということでおっしゃられてるんで、この場合は、この際は譲歩させていただいて、改めて再建策をもう一度お出しになれるわけですよ、再度ね。

助役（神田経治君） ローリングです。

12番（北出寧啓君） ローリングですか。そして再建計画に合わすわけですよ。合わせてローリング、行くわけですよ。だから、あと4年後は93になるまでそういうローリングをやられると。これはもう改革断行されると。これはもう私は合併も抜き、当然イオンは別枠ですから抜きですよ。それはなしでやれるということですよ。

そしたら、来年には非常に我々が安心できるような御報告をいただけると。（和気 豊君「帰る前にやってや」と呼ぶ）助役は4年か5年かいらっしやると思いますので、それには不安を持っておりませんが。

この程度で終わらしていただいて、ローリングの結果を、我々議会にできるだけ早い時期に政策の強固な改革のための意志表明をしていただいて、ちょっと市長、その辺は最後に一言、やっぱり断固改革を完遂していくということで、私はやるというふうなことを表明していただけたら。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 14年度については入の部分で大変大幅な税の落ち込みというのがありまして、ちょっと予想以上でもあったわけでございますけども、これからはやはりこの厳しい時代とい

うのは続くということを前提に今見直し作業に取り組んでおりますので、この健全化計画を完遂するという立場で、私どもも一生懸命努めていって完遂をしたいと思えます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって報告第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

4時10分まで休憩します。

午後3時50分 休憩

午後4時11分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第25、報告第6号 専決処分の承認を求めるについて（平成15年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました報告第6号、専決処分の承認を求めるについて、平成15年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書53ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成15年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決理由につきましては、平成14年度国民健康保険事業特別会計の出納を閉鎖するに当たり、

223万7,000円の赤字となりますので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、翌年度の歳入を繰り上げて充当の上、決算を行うことから、平成15年度予算において不足額の予算措置が必要なため、専決処分したものであります。

議案書55ページをお開き願います。補正の内容であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ223万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億2,651万3,000円とするものであります。

歳入歳出の明細につきましては、59ページから60ページに記載のとおりであります。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 上山議員。

10番（上山 忠君） ただいまの報告によりますと、出納閉鎖した関係で締めたところ223万7,000円の赤字となりましたので繰り上げ補充することなんですけども、この原資は一般財源からの繰り入れになりますわね。そしたら、これは特別会計なんですけども、国保の徴収率がどの程度なのか。多分89か88ぐらいだと思うんですけども、そういう中でこういう景気低迷の中、これが今後ともふえてくと予想されるんですけども、多分以前お聞きしたんですけども、徴収率が低ければ低いほど国からのペナルティーがあるわけなんですわね。多分92%以下ぐらいになって2,000万か2,500万ぐらいのペナルティーを払ってるはずなんですけども、その辺のところ、今後こういうペナルティーを払わなくてもよいような方策をどのように考えておられるのか。

それと、赤字になった原因、それに対して今後赤字をつくらないための方策、その辺はどういうふうに考えておられるのか。

一般会計の中でも、先ほど議論があったんですけど、やはり相当な赤字が出てるわけなんですわね。それで、国保会計でも赤字が出たら一般会計からの補充という形でやってきてるはずなんですけども、これが今後悪化の一途をたどれば、現在の一般会計の赤字の上塗りになると思うんですけ

ども、その辺のところの方策、まずお願いします。
議長（成田政彦君） 平島国保年金課長。
健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 上山議員の質問にお答えいたします。

収納率ですが、平成14年度の現年度分収納率は89.34%で、前年度対比マイナス0.33%減となっております。参考としまして、府下の平均は87.75%で、本市は府下44団体中、大体22位ぐらいに位置しております。

それで、先ほどのペナルティーですが、国庫支出金のうち財政調整交付金につきましては、現行の制度において市町村の保険税の収納率によって国庫支出金が減額となるペナルティーが課せられております。現行のペナルティーは、収納率により5%から20%までの7段階の減額率となっております。減額率の区分につきましては、92%以上はペナルティーはありませんが、90%から92%未満が5%です。87%から90%未満が7%です。84%から87%未満が9%。

以下あるんですが、本市の場合、減額率は、平成13年度におきましては一般保険に対する収納率が88.01でありますから87から90の範囲と。平成14年度も89.34ということで7%の減額率となっております。その金額につきましては、約4,000万程度の減額となっております。

次に、今回赤字になったという大きな要因ですが、療養給付金及び保険給付費については、平成14年度の予算積算基準が従来の給付に係る支出は4月診療分から3月診療分ベースでありましたが、介護保険特会や老人特会との整合性を図る観点から、平成14年度は3月期から2月期のベースに改められました。14年度の療養給付費及び保険給付の予算は11カ月分予算編成である中、老人保険医療に係る拠出金につきましては、当該分は概算により拠出し、2年後の過不足を精算することになっております。

このことから、平成12年度に介護保険が導入されたことにより、国保から介護保険への移行分が仮定されて積算されましたが、この移行分が12年度の精算において結果的に予想より少なかったため、この年度の精算分が平成14年度に約2億9,700万ほど増加したことと、老人加入率の

自然増。それと、平成12年度と14年度、今年度インフルエンザの流行によりまして、療養費がかなり増加したことに伴いまして赤字の要因となると考えております。

以上です。よろしくお願いたします。（上山忠君「今後の見通しは」と呼ぶ）今後の見通しですが、国保における滞納要因は、国保加入者の構造上、高齢者や無職の方が加入者の4割以上を占めております。これらの方々は税負担が厳しいということで、定額による長期分納で納める相談件数が年々ふえております。滞納原因の7割強が低所得者による収入未済額となっております。

このことから、収納率向上対策につきましては、保険証更新時に国保税完納者は郵送で、滞納者については平成12年11月より保険証交付時より接触機会をふやすため、短期保険証の交付を実施し、納付相談、納付指導の機会をより多くしたところでございます。ちなみに平成14年度中の短期保険証の交付件数は531件程度となっております。この相談業務の結果が収納率の増減に大きく左右しますので、少しでも多く納めていただくよう納付指導に努めてまいりたいと考えております。

また、従前から強化を図っています収納率向上対策計画に基づく電話勧奨や夜間・休日等の臨戸徴収のさらなる強化と、保険者として今後もなお一層国保事業の健全運営のために国保税の確保と滞納者対策の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） ただいまの御答弁をお聞きしますと、平成14年度で89.34、前年比で0.33%落ちてるということで、御答弁を聞いてみると、いろんな努力はされてるとは思うんですけど、ともかく目標としてこのペナルティーが果たされない92%。先ほどの御答弁であると、そのために4,000万円もの交付金として入ってくるお金が入ってきてないということなんですわね。

そして、今後の見通しをお聞きしますと、構造上の問題で4割の方々が低所得者であるということですけども、やはりこれも特別会計である以上、独立採算制が一番望ましいわけなんですわね。そういう形でいきますと、今後これぞうっといった

としても、この収納率が上がる見通しは、甚だ疑問に思うわけなんですわね。そしたら、その赤字が出るたびに要は一般会計からの補てんをしていくというふうな構図になってきますわね。

それで、この赤字になった原因の中の1つとして、介護保険制度が実施されるに当たって、本来医療保険から介護保険に移行する分がもっと多いだろうというふうな推測のもとでやっとなんやけども、意外にも介護保険の移行の方が金額的に少なかったという御答弁でしたんですけども、これは介護保険制度、それから医療保険制度の中のあれがいろいろあるだろうとは思んですけど、やはりこれを上げていかなことには、やっぱり全体の負担、市民全員の負担にかかってくるわけなんですわね。

そういう中で、今財政が破綻を来している中で、それに上塗りをされようとしてるんで、この辺のところを再度お尋ねするんですけども、92%以上に持っていくために今後どのような形でやっていけるのか、再度お願いします。

議長（成田政彦君） 平島国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 再度の質問ですが、国保会計が赤字ということで、平成14年度は11カ月予算でしておりましたが、12年度の1年間の分の老人の医療費、それが1年分が一遍に14年度にかかってきたということも1つの原因だと思います。

それと、14年度の国民健康保険税の収納状況ですけども、保険税収入額が16億8,944万4,000円と前年度対比1.87%増加しております。これは3,101万9,000円の増額となっておりますが、先ほど言いました現年分の未納額が1億9,500万程度、13年度以前の滞納分とトータルしますと8億何がしの繰越滞納額となります。この滞納をなくすということにつきましては、平成15年度より国の介護保険の限度額が7万から8万に引き上げられてます。それを泉南市としても16年度その分8万円まで1万円上げたいと思います。

それと、今、泉南市では国民健康保険の限度額が46万ということで、これは全国3,243市町村中3,239位ということで、泉南市を含めて4

力所以外は全部限度額53万近くまで上げておりますので、この改定も必要かなと考えております。以上です。

議長（成田政彦君） 上山議員。

10番（上山 忠君） 今、えらいこととお聞きしたわけなんですけども、8億円の滞納繰越金があるという中で、これをいかに回収していくかということ。結局、回収するに当たっては、一般財源からの補てんしかあり得ないわけなんですわね。そしたら、一般財源がこれだけもうアップアップしてる状態の中で、これだけのやつをいつやられるんか。

それと、今お聞きしますと、介護保険税の上限を1万円アップさせる。それから、国保の上限値46万円を53万円まで値上げせざるを得ないだろうというふうな御答弁ですけど、これ初めて耳にしたんですけどね。これ、ほんとにこういう形でやられる 8億の滞納があるんやから、やっぱりちょっとでも埋めていく必要があるんで、これは本当にこういう形でやれるのですか。それとも……。その辺のところ再度お願いします。

議長（成田政彦君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 滞納対策でございますが、先ほど平島課長の方から申し上げたのは、1つの対策の事例を申し述べたということで、まだまだこれからの課題でございますんで、1つの手法として提示させていただいたということで御理解いただきたいと思っております。

それと、滞納につきましては1億9,500万ほどあるんですけども、確かにこの7年ぐらいの推移を見ますと、年々徐々にいわゆる現年の滞納がふえてまいっております。これは先ほども言いましたように、高齢化が進み、高齢者がふえ、経済情勢により無職の方もふえていってるということで、4割程度がいわゆる低所得者で、非常に難しい状況にあるということも現状でございます。

だから、まず4,000万の財源確保という面から92%以上を目指して、先ほど具体的に申し上げましたとおり、いろんな対応があると思うんですけども、できるだけ少しでも納付していただけるように、特に臨戸徴収も強化して、機会あるごとに少しでも徴収率を上げるということで努力し

てまいりたいと、このように考えております。よろしくをお願いします。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 大変な爆弾発言が出たように思うんですが、もう黙ってよと思ったんですけれど、市長ね、市長、聞いてくれてはりますか。市長、審議会とか協議会、これは法で定められているものとそうでないものいろいろなありますが、私はいつもかかる現状を当然議会だけではなくて、被保険者の皆さんやあるいは療養に携わっておられる代表の皆さんに十分熟知していただくと、こういうことが必要ではないかなということをかねがね言ってるんですが、値上げを時にはやられるんですけれども、値上げしないときにはなかなかやられないと。

私、ことは国保運営協議会のメンバーなんですが、やっていただけるのかなと思ってたら、値上げがないからということで持っていただけないんですが、やっぱりかかる大変な状況のもとで、現況はこうなんだと。突然これ、実際46万から53万というふうな大変な値上げが出てきたら、これ本当に今でも払いたくても払えない方がたくさんおられる中で、払えない方のためには非常に窓口対応で厳しい処理をされておられるわけですから、こういうことをほんとにしっかりと把握していただくためにも、そういう必要な法で定められた協議会を適切に持っていくということが大事なんではないかなというふうに思うんです。

悪臭問題でも公害対策審議会なんかもなかなかお持ちにならない。ほんとに市民にある意味では私は行政として説明責任を果たしていくと、こういうことが当然必要だろうというふうに思うんですよ。唐突に出てきて、値上げのときだけということでは、これは聞こえないというふうに思うんです。その点で御意見をいただきたい。

それから、あと事務方の方には少しお願いしたいんですが、泉南市は13年度で89.67、それから14年度で89.34、こういう収税率ですが、当然これ7%ペナルティーというところに入るわけですね、13年も14年もね、87から90%未満ですから。これ額にして一体どれぐらいのペナルティーになるんでしょうか。（「4,000万」

と呼ぶ者あり）4,000万。ちょっと聞いてなかった。ごめんなさい。今教えていただきましたので、ありがとうございました。

4,000万ですよ。これ国保で46万から53万、当然すそ野も上がってくると思うんですね、こういう引き上げをすると、すそ野もね。当然、所得割額なんかもふえてくるというふうに思うんですが、これで例えば試算をしておられれば教えていただきたいんですが、生活保護ボーダーライン層標準家庭、4人家庭ですね。これで現在はどれぐらいの負担額になっているのか。非課税世帯はすぐ出てきますからね。生活保護ボーダーライン層でどれぐらいの納税額になっているのか。それと、これが46万円から53万円に引き上がることによってすそ野、これは当然上がりますから、どれぐらいの負担額になるのか。

そして、そのときに果たして現在の非常に努力していただいているということはよくわかるんですが、窓口対応は厳しいですが、90%未満が果たして引き上がるのかどうか。これ90%なりそれ以下になってきますと、せっかく引き上げても片一方ペナルティーで入ってこない額が出てくると、こういうことになってきますから、その辺のことはどうなるのか、ちょっとお教えいただきたいなと、こういうふうに思うんです。

ちなみに、無職者が4割、それから7割強が低所得者、こういうふうな被保険者の現況。これからいたずらに引き上げるということは、これは苦しい財政事情はわかるんですが、しかし片方でざるから水が漏れるというような、そういうことにもならないのかどうか。その辺は引き上げる場合にはよく勘案をしてやっていくと。そのためにもこういう状況をしっかりと被保険者の皆さんにお知らせをする。これはやっぱり行政の義務だろう。そういう場として国保運営協議会があるわけですから、これを早急に開催をして、今の現状を早くから知らしていくと、こういうことが大事なんではないか、方法論も含めて。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目、私の方から御答弁申し上げます。

各審議会あるいはそれに類するさまざまな行政

委員会がございますけども、かたくいえばその諮問事項があって答申というのが本来の審議会のあり方なんです、ただ御指摘ありましたように、何年も開催していないというのも1ついかがかなというふうに思います。

したがって、かたく考える部分と、それからいろんな社会情勢の変化とか、あるいはいろんなトピックス的なことがあった場合にその委員さんに知っていただく、あるいは1つのそういうきっかけにさせていただくということもあっていいのかなというふうに思っておりますので、それは私どももちょっと調べまして、その辺長年開いてないというようなもんがあれば、何かそういう1つの事案に類するようなものがあれば、開催ということも含めて検討はしてみたいというふうには思っております。

議長（成田政彦君） 平島国保年金課長。
健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 和気議員の質問にお答えします。

生保ボーダーラインの資料を席の方に置いてますので、ちょっと今答弁できないんですけども、先ほどの46万から53万まで上げたらどのぐらいかというのは、今資料を持っていますので、ちょっと申したいと思います。

先ほども申しましたけども、53万まで上げるんじゃなしに、国の基準が天が53万という意味で申し上げたんで、46万から、まだこれから協議会等に諮っていきたいと思いますけども、そういう中で一回研究したいと思います。

まず、もし48万でありましたら、医療分では1,439万円、それから50万円としましたら2,797万2,000円程度、それから53万円を限度としますと4,724万6,000円程度収入がふえると。それと、介護保険分が7万から8万に上げた場合は、246万8,000円程度上がるということで御理解願います。

以上です。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） この程度で、この程度と言ったら語弊があります。53万に引き上がることによって、4,724万6,000円という増税額になると、収納額になるということなんです、

今もここで声が聞こえておったんですが、1つ92%というペナルティーが課せられない収納率に上げることによってそれがペイできると、こういうことになるわけですから、値上げについては、ほんとに値上げをしても逆にこのペナルティーが課せられるように、ペナルティーの率がさらに悪化するということになれば、これまた9%になれば大方8,000万近くペナルティーで減収になるわけですから、この辺はひとつよく考えていただいて、やっぱりこの現状を市民の皆さんに知らしていくと。

そして、市民の皆さんにも知恵を出していただくということで、岬は余り褒められているわけではないんですが、高い国保の限度額で、むしろ上げ過ぎて備蓄財源を持っているというふうなところなんです、しかしその反省の上に立ってどんなことをやってるかといいますと、例えば資産割の部分ですね。所得割は一定見直ししてるんですが、逆に資産で、資産を持っててもそれが金にかわらないような資産の場合、一般の住宅とか、こういうことも1つは資産割として100分の69ですか、固定資産税額のね。これだけの額が課せられるわけですが、そういうものを低く抑えと、こういうことも1つやりながら、その持てる財源をできるだけ減額措置に回すように頑張っているということなんかも聞いてくるわけです。

これは国保運営協議会をたびたびやって被保険者の皆さんの声なんかを聞きながら、そういう1つの前向きな施策に向けていると。こういうふうにいるんですが、やはり行政が汗をかく部分はもちろんのこと、やっぱり市民にもそういう1つは増収にかかわる知恵を、いわゆるペナルティーがかからないように税率アップの知恵をおかりすると、それにはどこをどういうふうに変えたらいいのかと、この辺もひとついろいろ意見を聞くことも必要なんではないかというふうに思うんですが、余り値上げばかりではなくて、本当に知恵を働かしながら頑張っていくという、そういうお考えはないのかどうか、ひとつお聞かせいただきたいと。

議長（成田政彦君） 平島国保年金課長。
健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 和気議

員の資産割等を外せないかということなんです
……（和気 豊君「いやいや、そういう努力もしてると、市民の声を聞いて。それせえ言うてへん、いっこも」と呼ぶ）泉南市では、資産割を外しますとかなり所得割者にその分が全部かかってくるということで、低所得者まで負担がどつとかかるという体系になってしまうと思うんです。

隣の市のことを言っていて悪いんですけども、前年度、今年度、13年、14年と資産割を外した部分で合計で7億6,000万ほどの赤字になったと聞いております。なぜかといいますと、所得割世帯と、それから市としましては資産割の比率がかなり高い。これを外しますと、所得の方にその分全体がかぶっていくということで、低所得者までまた負担が余計かかるといことになりますんで、所得の申告で農業所得とか各所得の方がもし低いとあれば、資産はようけ持ってますけども、もし今までその資産割で市は保険税をいただいておったのが、今度それがゼロになりますと、その分が全部所得割の方に回るといことになりますんで、逆にかなり負担増となると思います。（真砂 満君「資産割外してるところがほとんどや」と呼ぶ）

資産割なんです、全国で3,000幾らの市町村がありますけども、資産割を導入しているのは約88.8%の市町村が資産割を使っております。ただ、大阪府は逆に特異で44市町村中19しか資産割をとっておりません。あとの20……、それでやっていければそれなりにいいんですけども、先ほども申しましたように、所得割に全部かかるということは、低所得者にもかかるということになりますんで、そこをちょっとまた研究等要ると思います。

その点また国保の運営協議会等で一回検討、意見等をお聞きして、予算 - 医療費を使うその金額で本来保険料が決まるんで、医療費が低ければ保険料も低く抑えられると思うんですけども、今保険料でその医療費を賄える範囲がかなり負担が大きくなっているというのが現状です。

以上です。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） よその市のことは累積赤字7億8,000万とよく知っておられるんで、私

それぐらいにちょっと皮肉を言うたんですが、ほんとに生活保護世帯、4人標準家族でどれぐらいの負担になっているのかと。その辺の負担の痛みを そんな各段階で全部言えというふうに言うてるのではないんで、いつも非課税世帯とそれから生活保護ボーダーライン層ぐらいはどれぐらいの負担になってるのかということは、これは常に非課税者の痛みを知る上でつかんでおいてほしいなと、こういうふう思うんです。

それから、先ほど私は質問しなかったんですが、よそからの声にこたえて資産割を採用しているところが大阪府下では少数派だと。それなりに時流にのっつて、時の流れにのっつて、いろんなところで苦労されてるわけですね。

その土地を利用してお金を稼いでおられるところについては、これは取っておられるし、金にならないような土地ですね。これについては資産価値がないといいますが、そういうことで税を課していないとか、いろいろそれなりに低所得者の皆さんに負担がいかないような方法を、行政としても市民の皆さんの知恵をかりながら苦労されているわけですから、そういう点でも私は運営協議会等で広く皆さんの意見を聞くべきではないかということをお頭申し上げているわけです。

ほんとに入ってくるせつかくのお金をペナルティーが課せられるということがないように、皆さんが払いやすいような、払えるような状況を市民皆さんの知恵でつくり出していくという、そういうことにも御苦労いただきたいなというふうに思います。

何か資料が来たようなので、ちょっとお教えいただけますか。

議長（成田政彦君） 本日の会議の時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。平島国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 先ほどの和気議員の生保ボーダーラインはということですが、収入金額では282万円、課税所得金額では179万4,000円。これでいきますと、保険税が医療では19万6,050円、介護では1万9,200円、トータル21万5,250円となっております。

以上です。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 4人標準家族でお聞きをしたというふうに思いますので、ここだけを例にとってみても20万近い負担になると。これ、もうほんとに大変な状況なんですね。これではほんとに生活保護ボーダーライン層でさえこれだけ払うわけですから、ほんとに払いたくても払えない大変な状況が惹起してきているというふうに思います。

そういう点で、それは行政の責任というよりも、こういう法をつくり上げた国の責任、あるいはそういう国会の責任というものもあるだろうというふうに思うんですが、そういう中で本当に行政が市民の命と暮らしを守る防波堤にどうなっていくかと、こういう努力は、現状がこうだからこそ余計にやっていただく必要があるのではないかというふうに思います。

ひとつそういう点で努力されることを希望して、私の質問を終わります。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決まして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって報告第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明27日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明27日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

署名議員

大阪府泉南市議会議員 成田政彦

大阪府泉南市議会議員 井原正太郎

大阪府泉南市議会議員 竹田光良